

平成18年第1回

香美市議会臨時会会議録

平成18年3月6日 開 会

平成18年3月6日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 1 8 年 第 1 回

香美市議会臨時会会議録

平成 1 8 年 3 月 6 日 月曜日

平成18年第1回香美市議会臨時会会議録

招集年月日 平成18年3月6日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月6日月曜日（会期第1日） 午前9時05分宣告

出席の議員

1 番	植 村 佳 三	2 0 番	竹 平 豊 久
2 番	秋 友 偉 嗣	2 1 番	爲 近 初 男
3 番	幾 井 洋 一	2 2 番	千 頭 洋 一
4 番	石 川 彰 宏	2 3 番	利 根 健 二
5 番	岩 越 孝 明	2 4 番	中 澤 愛 水
6 番	大 石 綏 子	2 5 番	西 村 芳 成
7 番	大 岸 眞 弓	2 6 番	西 山 武
8 番	岡 村 優 一	2 7 番	原 心 一
9 番	岡 本 喜 身	2 8 番	比与森 光 俊
1 0 番	片 岡 守 春	2 9 番	前 田 泰 祐
1 1 番	門 脇 二三夫	3 0 番	宮 地 盾 騎
1 2 番	久 保 信 彦	3 1 番	森 本 珠 城
1 3 番	黒 岩 徹	3 2 番	森 安 正
1 4 番	黒 岩 陸 雄	3 3 番	山 岡 義 一
1 5 番	小 松 紀 夫	3 4 番	山 崎 晃 子
1 6 番	坂 本 節	3 5 番	山 崎 眞 幹
1 7 番	笹 岡 優	3 6 番	山 崎 龍太郎
1 8 番	島 岡 信 彦	3 7 番	山 本 芳 男
1 9 番	竹 内 俊 夫	3 8 番	依 光 美代子

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長職務執行者	野 島 民 雄	税 務 課 長	高 橋 功
総 務 課 長	鍵 山 仁 志	福 祉 事 務 所 長	法 光 院 晶 一
企 画 課 長	濱 田 賢 二	農 政 課 長	宮 地 和 彦
財 政 課 長	前 田 哲 雄	商 工 観 光 課 長	高 橋 千 恵
住宅新築資金担当参事	奥 宮 政 水	建 設 都 計 課 長	中 井 潤
収 納 管 理 課 長	後 藤 博 明	下 水 道 課 長	久 保 和 昭
防 災 対 策 課 長	田 中 育 夫	環 境 課 長	阿 部 政 敏
住 民 課 長	山 崎 綾 子	ふれあい交流センター所長	甲 藤 みち子

保 險 課 長 岡 本 明 弘 健康づくり推進課長 岡 本 篤 志
地 籍 調 査 課 長 田 島 基 宏 林 政 課 長 小 松 清 貴

《香北支所》

支 所 長 二 宮 明 男 事務管理課長 竹 内 敬
業 務 管 理 課 長 横 谷 勝 正

《物部支所》

支 所 長 萩 野 泰 三 事務管理課長 丸 内 一 秀
業 務 管 理 課 長 岡 本 博 臣

【教育委員会部局】

教 育 長 原 初 恵 教 育 次 長 福 島 勇 二
幼 保 支 援 課 長 吉 村 泰 典 学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆
生 涯 学 習 課 長 山 崎 泰 広

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農 業 委 員 会 事 務 局 長 山 岡 紀 夫 水 道 課 長 佐 々 木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

総 務 課 参 事 松 浦 良 衛 総 務 課 主 幹 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

- 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市の事務所の位置を定める条例ほか221件の条例の制定について
- 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成17年度香美市一般会計暫定予算
- 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算
- 承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成17年度香美市簡易水道事業特別会計暫定予算
- 承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成17年度香美市公共下水道事業特別会計暫定予算
- 承認第 6 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算
- 承認第 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成17年度香美市老人保健特別会計暫定予算
- 承認第 8 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成17年度香美市国民健康保険特別会計暫定予算（事業勘定）

- 承認第 9 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 17 年度香美市介護保険特別会計暫定予算（保険事業勘定）
- 承認第 10 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 17 年度香美市水道事業会計暫定予算
- 承認第 11 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 17 年度香美市工業用水道事業会計暫定予算
- 承認第 12 号 専決処分事項の承認を求めることについて
町の区域の新設及び字の名称の変更について
- 承認第 13 号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市指定金融機関の指定について
- 承認第 14 号 専決処分事項の承認を求めることについて
公平委員会の事務の委託について
- 推薦第 1 号 香美市農業委員会委員の推薦について
- 推薦第 2 号 香美市農業委員会委員の推薦について
- 推薦第 3 号 香美市農業委員会委員の推薦について
- 推薦第 4 号 香美市農業委員会委員の推薦について
- 推薦第 5 号 香美市広報委員会の議会広報部会委員の推薦について

議員提出議案の題目

- 発議第 1 号 香美市議会会議規則の制定について
- 発議第 2 号 香美市議会委員会条例の制定について
- 発議第 3 号 香美市議会事務局設置条例の制定について
- 発議第 4 号 香美市議会傍聴規則の制定について
- 発議第 5 号 香美市議会委員会傍聴規則の制定について
- 発議第 6 号 香美市長の専決処分事項の指定について

議事日程

平成 18 年第 1 回香美市議会臨時会議事日程

（会期第 1 日 日程第 1 号）

平成 18 年 3 月 6 日（月） 午前 9 時開会

臨時議長選出

会議の宣告

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長の選挙について

平成18年第1回香美市議会臨時会追加議事日程

(会期第1日 日程第1号の追加第1)

平成18年3月6日(月) 午前9時開会

- 追加日程第1 発議第1号 香美市議会会議規則の制定について
- 追加日程第2 議席の指定について
- 追加日程第3 会議録署名議員の指名について
- 追加日程第4 会期の決定について
- 追加日程第5 発議第2号 香美市議会委員会条例の制定について
- 追加日程第6 発議第3号 香美市議会事務局設置条例の制定について
- 追加日程第7 発議第4号 香美市議会傍聴規則の制定について
- 追加日程第8 発議第5号 香美市議会委員会傍聴規則の制定について
- 追加日程第9 発議第6号 香美市長の専決処分事項の指定について
- 追加日程第10 副議長の選挙について
- 追加日程第11 議席の一部変更について
- 追加日程第12 香美市議会常任委員会委員の選任について
- 追加日程第13 香美市議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第14 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市の事務所の位置を定める条例ほか221件の条例
の制定について
- 追加日程第15 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成17年度香美市一般会計暫定予算
- 追加日程第16 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫
定予算
- 追加日程第17 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成17年度香美市簡易水道事業特別会計暫定予算
- 追加日程第18 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成17年度香美市公共下水道事業特別会計暫定予算
- 追加日程第19 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会
計暫定予算
- 追加日程第20 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成17年度香美市老人保健特別会計暫定予算
- 追加日程第21 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成17年度香美市国民健康保険特別会計暫定予算
(事業勘定)

- 追加日程第 2 2 承認第 9 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 1 7 年度香美市介護保険特別会計暫定予算
(保険事業勘定)
- 追加日程第 2 3 承認第 1 0 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 1 7 年度香美市水道事業会計暫定予算
- 追加日程第 2 4 承認第 1 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成 1 7 年度香美市工業用水道事業会計暫定予算
- 追加日程第 2 5 承認第 1 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
町の区域の新設及び字の名称の変更について
- 追加日程第 2 6 承認第 1 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市指定金融機関の指定について
- 追加日程第 2 7 承認第 1 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて
公平委員会の事務の委託について
- 追加日程第 2 8 香南清掃組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 2 9 香南香美衛生組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 3 0 香南斎場組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 3 1 香南香美老人ホーム組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 3 2 推薦第 1 号 香美市農業委員会委員の推薦について
推薦第 2 号 香美市農業委員会委員の推薦について
推薦第 3 号 香美市農業委員会委員の推薦について
推薦第 4 号 香美市農業委員会委員の推薦について
- 追加日程第 3 3 推薦第 5 号 香美市広報委員会の議会広報部会委員の推薦について

会議録署名議員

1 番、利根健二君、2 番、山崎眞幹君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時05分)

○総務課参事（松浦良衛君） 皆様、おはようございます。

私は、議会事務局長の予定者でございまして、現在は総務課参事で議会担当ということになっております松浦と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

さて、議会の開会に先立ちまして、去る2月22日に高知市の高知縣市町村職員共済会館で開催されました第57回高知県町村議会議長会の席で、全国町村議会議長会等の表彰状の伝達がありましたので、そのご披露を申し上げます。

まず、全国町村議会議長会第57回定期総会における表彰で議会議員として15年以上在職し、地方自治向上のために功労のあった方として、土佐山田町の幾井洋一議員、同じく西山 武議員が受賞され、表彰状の伝達がありましたが、ご両人とも欠席でありました。

あわせまして、同じく全国町村議会議長会から特別功労者として土佐山田町の西村芳成議員が受賞され、表彰状の伝達がありました。

また、平成17年度四国地区町村議会議長会の表彰では、土佐山田町の中澤愛水議員が町村議会議員として19年以上在職し、地方自治のために功労のあった方として受賞され、表彰状の伝達がありましたが、中澤議員も所用のため欠席でありました。

また、高知県町村議会議長会からは、前会長として功績があったとして西村芳成議員に感謝状の贈呈がありました。

以上の方々に表彰状の伝達、及び感謝状が贈呈されたことを謹んでご報告申し上げます。

さて、若干時間をとりましたけれども、私の方から本臨時会のご案内を申し上げます。

本臨時会は、香美市発足後、初めての議会でございます。したがって、議長が、まだ選挙されておられませんので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時の議長の職務を行うことになっております。

本日、ご出席の議員の皆様の中で植村佳三議員が年長議員でありますので、ご紹介を申し上げます。

植村議員、議長席へお願いいたします。

○臨時議長（植村佳三君） 皆様、おはようございます。

ご紹介を受けました植村佳三でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職を務めさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひを申し上げます。

ただいまの出席議員は、38人です。

定足数に達しておりますので、これから平成18年第1回香美市議会臨時会を開会をいたします。

続きまして、議事日程に入る前に、ここで野島民雄香美市長職務執行者からごあいさつをいただきます。よろしくお願ひをいたします。

○市長職務執行者（野島民雄君） 皆様、おはようございます。

開会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げさせていただきます。

本日、香美市第1回臨時議会を開会いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、時節柄極めてご多用の場合にもかかわりませず全員の民の皆様方のご出席を賜りまして、ここに開会することのできますこと、まず衷心より感謝を申し上げたいと存じます。

ご承知のとおり、3月1日、香美市発足とともに新市長が選出されるまでの間、市長職務執行者に選任をいただきました旧香北町の町長、野島でございます。不肖非力の身でございますけれども、議会の皆様方、また市民の方々のご理解、ご協力を得ながら、この任務を誠実に執行いたしていきたいと考えておるところでございますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

土佐山田町、香北町、物部村によって合併した香美市は、南は高知平野、香長平野とも申しておるところですが、北は物部町の徳島県境に至るまで広大な面積、そこには3万余の市民の皆様が、さまざまな環境で生活を営んでおられるところでございます。

新市の発展は、まず市民の皆様心が一つになることで、心と力を合わせてまちづくりに取り組むことであろうと思うところでございます。すなわち和衷協同、融合一体となったまちづくりに取り組むことが必要でございます。

私は、先ほど申し上げましたように、まことに非力でございますけれども、かつまた極めて短い期間でございますけれども、私の政治信条でございます「愛と誠」の行政の姿勢を持ちまして、今日まで総務課長を初め、職員の協力を得ながら取り組んでおるところでございます。

3月1日、香美市発足以来、まだわずかの期間でございますけれども、職員の努力により、本所、支所ともに、支所におきましては若干の戸惑いがございましたけれども、ほぼ順調なスタートを切っておるところでございます。

議員の皆様を初め、市民の皆様方の新市発展に向けて一層のご理解とご協力をお願いを申し上げたいと存じます。

また、先ほど松浦総務課参事よりご報告がございましたように、地方自治発展にご尽力をされました幾井洋一議員さん、西山 武議員さん、中澤愛水議員さん、また特別功労者として西村芳成議員さん、それぞれそのご功績が認められましての表彰の授与に浴されましたことに対しまして、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

今後におきましては、多年にわたるその経験を生かしていただきまして、新市発展のために、さらなるご活躍をしていただきますようお願いを申し上げます。

次に、本日の議会にご提案をいたしました案件は、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、香美市の事務所の位置を定める条例ほか221件の条例の制定についてより、承認第14号 専決処分事項の承認を求めることについて、公平委員会の事務の委託についてまで14件、うち222件の条例制定を求める承認案と予算承認案10件、その他の承認案3件、今議会にご提案を申し上げます。

何とぞ、慎重審議賜りまして、適切にご決定をくださいますようお願いをいたしまして、

ごあいさつ並びに今議会への議案の提出にさせていただくところでございます。よろしく
お願いを申し上げます。ありがとうございました。

○臨時議長（植村佳三君） ありがとうございます。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午前 9時16分 休憩）

（議員及び執行部説明員並びに事務局職員予定者の自己紹介を行う）

（午前 9時36分 再開）

○臨時議長（植村佳三君） 正場に復します。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあります日程表により行いますので、よろしく
お願いをいたします。

議事の進行につきましては、香美市議会会議規則がまだ公布されておられませんので、公
布されるまでは発議第1号で提案されます香美市議会会議規則案に準じて進行したいと思
いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○臨時議長（植村佳三君） 異議なしと認めます。

したがって、これからの議事進行は香美市議会会議規則案によって行います。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

日程第2、これから、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票か指名推薦のいずれの方法で行いましょうか。

いかがでしょうか。

○臨時議長（植村佳三君） ご発言がございませんので、選挙の方法は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○臨時議長（植村佳三君） ただいまの出席議員は、38人であります。

投・開票の立会人を指名いたします。立会人は、会議規則案第31条第2項の規定によ
り、仮議席番号21番、爲近初男君と、仮議席番号22番、千頭洋一君と、仮議席番号3
8番、依光美代子君の3人を指名をいたしますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○臨時議長（植村佳三君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

○臨時議長（植村佳三君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

（投票箱点検）

○臨時議長（植村佳三君） 異常なしと認めます。

これから、投票を行います。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

あわせて、ここで投票に関して注意を申し上げます。同姓の方がおられますので、氏名を確実にご記入して下さるようお願いをいたします。

総務課参事から、同姓の場合の案分について説明をいたします。

○総務課参事（松浦良衛君） ご説明いたします。

案分についてのご説明でございますが、同姓の場合の票の案分につきましては、公職選挙法第68条の2に規定されておりますが、地方自治法では、この規定を準用しておりませんので、議長選挙においては通常の選挙のような案分はできません。

この取り扱いの違いは、議長選挙の場合は立候補制をとらないため、名字のみ記載した票については、公職選挙法第68条第1項第8号の「何人を記載したものかを確認しがたいもの」としまして、無効となりますので、ご注意をお願いいたします。

以上です。

○臨時議長（植村佳三君） ただいまから、投票を行います。

投票用紙に被選挙人氏名を記載の上、総務課参事の点呼に応じて順次投票をお願いをいたします。

点呼を命じます。

○総務課参事（松浦良衛君） 2番、秋友偉嗣議員。3番、幾井洋一議員。4番、石川彰宏議員。5番、岩越孝明議員。6番、大石綏子議員。7番、大岸眞弓議員。8番、岡村優一議員。9番、岡本喜身議員。10番、片岡守春議員。11番、門脇二三夫議員。12番、久保信彦議員。13番、黒岩徹議員。14番、黒岩陸雄議員。15番、小松紀夫議員。16番、坂本節議員。17番、笹岡優議員。18番、島岡信彦議員。19番、竹内俊夫議員。20番、竹平豊久議員。21番、爲近初男議員。22番、千頭洋一議員。23番、利根健二議員。24番、中澤愛水議員。25番、西村芳成議員。26番、西山武議員。27番、原心一議員。28番、比与森光俊議員。29番、前田泰祐議員。30番、宮地盾騎議員。31番、森本珠城議員。32番、森安正議員。33番、山岡義一議員。34番、山崎晃子議員。35番、山崎眞幹議員。36番、山崎龍太郎議員。37番、山本芳男議員。38番、依光美代子議員。1番、植村佳三議員。

（投票）

○臨時議長（植村佳三君） 投票漏れはございませんか。

○臨時議長（植村佳三君） 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終了いたします。

続きまして、開票を行います。

爲近初男君と千頭洋一君、依光美代子君の3人は、立会をお願いをいたします。

（開票）

○臨時議長（植村佳三君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 38 票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち、

有効投票 37 票

無効投票 1 票であります。

有効投票のうち、

西村芳成君 29 票

笹岡 優君 8 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 10 票であります。

よって、西村芳成君が議長に当選をされました。

これで、議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(植村佳三君) ただいま、議長に当選されました西村芳成君が議場におられますので、会議規則案第 3 2 条第 2 項の規定によりまして、当選を告知をいたします。

ここで、議長に当選されました西村芳成君のごあいさつがありますので、ご静聴をお願い申し上げます。

○議長(西村芳成君) ただいま、議長に選任をいただきました西村芳成でございます。よろしくようお願い申し上げます。

ごあいさつにつきましては、議長席に着きましてから、改めて申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

(拍手)

○臨時議長(植村佳三君) ありがとうございます。

以上で、臨時議長の職務が終了をいたしました。

初議会冒頭における重責を無事遂行できましたことは、ひとえに議員各位のご協力のたまものと深く感謝を申し上げまして、議長と交代をいたします。

ご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

(拍手)

○臨時議長(植村佳三君) 暫時、休憩をいたします。

(午前 10 時 01 分 休憩)

(午前 10 時 03 分 再開)

○議長(西村芳成君) 正場に復します。

新市の議長就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、香美市といたしまして合併後の新組織議会がここに開会されまして、議員多数の皆様方からご推薦を賜りまして、議長に選任をいただきました。まことにありがとうございます。

私といたしましては、本当に身に余る光栄でございまして、心から感謝とお礼を申し上げ

げます。もとより、また浅学非才の私でございますが、この重責を考えますと非常に身の引き締まる思いをしていっぱいでございます。9月までの短い期間ではありますが、新市の議会といたしまして、まず議会の融合を図り、合併後の新市の将来像として定められている「輝き・やすらぎ・賑わいを みんなで築くまちづくり」を目標に、新市の発展のために邁進してまいりたいと考えております。

そのためには、執行権限を持つ執行部と議決権限を持つ議会との権限を尊重し合い、是は是で非は非で香美市の発展に財政の健全化を図り、議会としても公平で公正な運営に努め、地域住民が少しでも幸せを感じる均衡ある住民自治の推進に努力をしてまいりたいと思います。どうか、議員各位のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、執行部の皆様方におかれましてもご協力を賜りますようお願いを申し上げます。まことに簡単で言葉が整いませんが議長就任に当たりまして、私のごあいさつといたします。ありがとうございました。よろしく願い申し上げます。

(拍手)

○議長（西村芳成君） それでは、ただいまから議長の職務を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事進行上、ここで暫時、休憩をいたします。

休憩をいたしまして、追加の議事日程を配付いたしますので、議員の皆様は着席のままお願いをいたします。

(午前10時05分 休憩)

(追加日程表第1を配付する)

(午前10時07分 再開)

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き、会議を行います。

追加日程第1、発議第1号 香美市議会会議規則の制定についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

仮議席番号27番、原 心一君。

○27番（原 心一君） ただいま上程をいたしました発議第1号 香美市議会会議規則の制定について、この件につきまして本文の朗読を省略し、提案理由の説明をさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

提出者 香美市議会議員 原 心一

賛成者 香美市議会議員 石川彰宏

〃 〃 大石綏子

〃 〃 山本芳男

〃 〃 島岡信彦であります。

平成18年3月1日付をもって香美市が誕生をいたしました。

しかし、香美市議会においては、まだ議会会議規則が未制定であります。地方自治法第

120条の規定に基づき、会議その他の手続き及び内部の規律を中心とした議会会議規則を制定しなければなりません。

したがって、標準市議会会議規則に準拠して、発議第1号 香美市議会会議規則について別紙のとおり提案として提出するものであります。

ご審議賜りまして、ご賛同いただけますようよろしくお願いをいたします。

以上です。

【発議第1号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号 香美市議会会議規則の制定についてを採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議席の指定を行います。

議席は、市町村の合併の特例に関する法律第7条の議会の議員の在任に関する特例に起因した理由及び会議規則第4条の規定により、お手元に配付しました議席表のとおり指定いたします。

指定された議席に着席をお願いいたします。

暫時、休憩いたします。

（午前10時10分 休憩）

（議席の入替えを行う）

（午前10時23分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

平成18年第1回香美市議会臨時会の会議録署名議員は、会議規則第82条の定めるところにより、今期臨時会を通じて議席番号1番、利根健二君、議席番号2番、山崎眞幹君の両君を指名をいたします。

追加日程第4、会期決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、基本的には本日1日としたいと思います。今期臨時会で協議・選挙等をしなければならない議会の組織等に関する案件とあわせて執行部から付議されている議案が多数あり、本日1日で議了することが困難なことも予想されます。

そこで、会議の進捗状況を見ながら、必要な時点で議長発議によって会期延長の件を日程に追加し、追加日程の件を議題として議員の皆様の賛同が得られれば会期を1日延長することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、基本的には本日1日とすることに決定し、必要に応じて協議のうえ、明日まで延会して2日間の会期もあり得ることに決定しました。

ただいまから、追加日程第5、発議第2号 香美市議会委員会条例の制定について、追加日程第6、発議第3号 香美市議会事務局設置条例の制定について、追加日程第7、発議第4号 香美市議会傍聴規則の制定について、追加日程第8、発議第5号 香美市議会委員会傍聴規則の制定について、追加日程第9、発議第6号 香美市長の専決処分の指定について、以上5件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

26番、原 心一君。

○26番（原 心一君） ただいま上程いたしました発議第2号 香美市議会委員会条例の制定について、発議第3号 香美市議会事務局設置条例の制定について、発議第4号 香美市議会傍聴規則の制定について、発議第5号 香美市議会委員会傍聴規則の制定について、発議第6号 香美市長専決処分事項の制定についての発議5件につき、本文の朗読を省略し、一括して提案理由の説明をさせていただきますので、ご理解、お願いをいたします。

提出者 香美市議会議員 原 心一

賛成者 香美市議会議員 石川彰宏

〃 〃 大石綏子

〃 〃 山本芳男

〃 〃 島岡信彦であります。

まず、発議第2号 香美市議会委員会条例の制定については、香美市議会が招集されましたが、市議会委員会条例が未設定であり、委員会に関して必要な事項は条例で定めることになっており、組織及び運営について、基本的な事項に関し、早急な制定が必要であることから、標準市議会委員会条例に準拠して、別紙のとおり香美市議会委員会条例を制定するため、議案として提出するものであります。

次に、発議第3号 香美市議会事務局設置条例の制定については、地方自治法第138条第2項の規定により、議会の権限、拡充に伴って、増大する議会の庶務を処理させ、また需要面において、議会として自主的な活動を確保する必要から、議会事務局設置条例を

制定するため、議案として提出するものであります。

次に、発議第4号 香美市議会傍聴規則の制定については、議場の秩序を維持する観点から、傍聴人の定員や傍聴の手続き及び禁止条項について、地方自治法第130条第3項の規定に基づき、香美市議会傍聴規則を制定するため、議案として提出するものであります。

次に、発議第5号 香美市議会委員会傍聴規則の制定については、先ほど発議第4号と同じく、委員会開催時における傍聴人の定員や傍聴の手続き及び禁止事項について、地方自治法第130条第3項の規定に基づき、香美市議会傍聴規則を制定するため、議案として提出するものであります。

次に、発議第6号 香美市長の専決処分事項の指定については、地方自治法第180号第1項の条文にありますように、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その決議により、特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができるかとされているので、この規定に基づいて、議員発議によって、別紙のとおり香美市長の専決処分事項の指定について制定するため、議案として提出するものであります。

以上、5件につきまして、ご審議賜り、ご賛同をいただきますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上であります。

【発議第2号～第6号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） すべての発議について、施行期日が入っていませんが、いつからということになるのでしょうか、お伺いします。

○議長（西村芳成君） 通ってから施行期日が入るということです、可決と同時に。ほかに。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 12番、笹岡 優です。

市長の専決処分事項の指定についてですが、これは上限を2,000万円にした根拠は何なのか。類似団体等のそういう比較もしてやったのかどうか、その辺を答弁していただきたいと思います。

それからもう一つはですね、地方自治法の180条の1項の規定に対する市長の専決処分については、平成14年4月5日に1,000万円ということで議決を行っている180条の規定に対する内容がありますが、なぜ2,000万円にしたのか、その点もお願いします。

○議長（西村芳成君） 暫時、休憩します。

(午前10時31分 休憩)

(午前10時44分 再開)

○議長(西村芳成君) 正場に復します。

ただいまの12番、笹岡君の質問に対しまして、発議者は要を得ていませんので、暫時、休憩をして執行部から答弁させます。

休憩します。

(午前10時45分 休憩)

(総務課長より答弁あり)

(午前10時46分 再開)

○議長(西村芳成君) 正場に復します。

この追加日程の発議につきましては、香北、物部、山田の3議会でですね合同で1回、研修もいたしておりますので、そういった点でご了解を賜りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

質疑はありませんか。

20番、久保信彦君。

○20番(久保信彦君) 発議第4号ですが、7条関係の、ちょっとめくってもらって、第4項、「児童及び乳幼児は」とありますけど、これは傍聴席にすることができないと。「ただし」ということがついておりますけども、私はこういう文は必要ないのではないかと思います。つまり、ずっと読んでいけばありますけど、やはり傍聴者が悪いような印象を与えるというか、そういう感じもします。

○議長(西村芳成君) ただいまの件は、先ほど私が申し上げましたように、3町村の議会で協議をいたしておりますので、意見として承っておきます。

ほかにございませんか。

「なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 意見がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号 香美市議会委員会条例の制定についてを採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) 全員賛成であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

これから、発議第3号 香美市議会事務局設置条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

これから、発議第4号 香美市議会傍聴規則の制定についてを採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

これから、発議第5号 香美市議会委員会傍聴規則の制定についてを採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。

よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

これから、発議第6号 香美市長の専決処分事項の指定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） 賛成多数であります。

よって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第10、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票か指名推薦のいずれの方法で行いますか。ご意見ございませんか。

「投票」という声あり

○議長（西村芳成君） 投票という声がございますので、選挙の方は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（西村芳成君） ただいまの出席議員は、38人であります。

投・開票の立会人を指名をいたします。

立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、議席番号5番、千頭洋一君と、議席番号10番、依光美代子君と、議席番号16番、爲近初男君の3人を指名をいたしますので、よろしく願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（西村芳成君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○議長（西村芳成君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

（投票箱点検）

○議長（西村芳成君） 異常なしと認めます。

これから、投票を行います。

投票は、単記無記名であります。

念のために申し上げます。同姓の方がおられますので、氏名を確実にご記入してくださいようお願いいたします。

同姓の場合の案分については、先ほどの議長選挙と同様でありますので、説明は省略させていただきます。

投票用紙に被選挙人氏名を記載のうえ、事務局職員に点呼させますので、順次投票をお願いいたします。

点呼をお願いいたします。

○議会事務局長（松浦良衛君） それでは、点呼させていただきます。

1 番、利根健二議員。2 番、山崎眞幹議員。3 番、山崎龍太郎議員。4 番、大岸眞弓議員。5 番、千頭洋一議員。6 番、小松紀夫議員。7 番、山崎晃子議員。8 番、森本珠城議員。9 番、山岡義一議員。10 番、依光美代子議員。11 番、片岡守春議員。12 番、笹岡 優議員。13 番、岡村優一議員。14 番、黒岩陸雄議員。15 番、門脇二三夫議員。16 番、爲近初男議員。17 番、比与森光俊議員。18 番、植村佳三議員。19 番、幾井洋一議員。20 番、久保信彦議員。21 番、石川彰宏議員。22 番、黒岩 徹議員。23 番、竹平豊久議員。24 番、岡本喜身議員。25 番、島岡信彦議員。26 番、原 心一議員。27 番、秋友偉嗣議員。28 番、前田泰祐議員。29 番、竹内俊夫議員。30 番、大石綏子議員。31 番、山本芳男議員。32 番、坂本 節議員。33 番、宮地盾騎議員。34 番、西山 武議員。35 番、中澤愛水議員。36 番、岩越孝明議員。38 番、森安 正議員。37 番、西村議長。

（投 票）

○議長（西村芳成君） 投票漏れはありませんか。

○議長（西村芳成君） 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終了いたします。

続いて、開票を行います。

千頭洋一君と依光美代子君と爲近初男君の3名は、立会をお願いいたします。

（開 票）

○議長（西村芳成君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 38票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち、

有効投票 38票

無効投票 0票であります。

有効投票のうち、

山本芳男君 30票

久保信彦君 8票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は10票であります。

よって、山本芳男君が副議長に当選されました。

これで、議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(西村芳成君) 　　ただいま、副議長に当選されました山本芳男君が議場におられますので、会議規則案第32条第2項の規定により、当選を告知します。

ここで、副議長に当選されました山本芳男君のごあいさつがありますので、ご静聴をお願いいたします。

○副議長(山本芳男君) 　　ただいま、皆様方の温かいご支持をいただきまして、副議長に就任をさせていただくことになりましたことは、私にとりましても身に余る光栄に存ずる次第でございます。また、大変この重大な職を受けまして、責任も重大に考えておる次第でございます。

この重責を果たし得るか大変心配いたしておるところでございますが、幸いにいたしまして経験・人格・識見ともに卓越されました西村議長が就任されておりますので、その西村議長のご指導、ご助言を賜りながら職責を全うすべく最大限の努力をしまいる所存でございますので、どうか皆様方も今後、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いを申し上げます。就任に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○議長(西村芳成君) 　　ありがとうございました。よろしくお願いたします。

ここで、座席の一部変更を事務局より説明申し上げます。

○議会事務局長(松浦良衛君) 　　ご説明いたします。

ただいま、副議長選挙が終了したことに伴いまして、議長、副議長が決定をいたしました。そこで、座席の一部変更を行うわけですが、従来の本町の慣行では、議長が最終番号の座席に座り、副議長がその一つ手前の番号の座席になっておりました。この慣行に習って、次のとおり座席の一部を変更させていただきたいと存じますので、ご協力のほど、よろしくお願申し上げます。

38番、森安正議員を31番に、31番、山本芳男議員を37番に、37番、西村芳成議員を38番に、以上のように座席の一部を変更させていただきたいと存じますので、ご協力のほどをよろしくお願申し上げます。

○議長(西村芳成君) 　　追加日程第12、香美市議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

暫時、休憩します。

(午前11時11分 休憩)

(常任委員会委員名簿を配付)

(午前11時19分 再開)

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き、会議を行います。

追加日程第12、香美市議会常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

【常任委員会委員名簿（指名案） 巻末に掲載】

これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の選任については、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま決定しました各常任委員会の委員長、及び副委員長の互選のため、暫時、休憩をいたします。

これから、委員会条例第9条の規定により、各常任委員会の委員長、副委員長の互選をお願いします。

総務常任委員会は議場で、教育厚生常任委員会は3階の議員控室で、産業建設常任委員会は別館の議員会議室で協議を行ってください。

（午前11時20分 休憩）

（各常任委員会の委員長、副委員長を互選）

（午前11時51分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に行われた委員会におきまして、各常任委員会の委員長、副委員長が互選されたので、ご報告いたします。

総務常任委員会委員長は原 心一君。同じく、副委員長は大石 綏子君。

教育厚生常任委員会委員長は石川 彰宏君。同じく、副委員長は秋友 偉嗣君。

産業建設常任委員会委員長は西山 武君。同じく、副委員長は竹平 豊久君。

以上のように決定されました。委員長、副委員長は、よろしく願いいたします。

これから、会議のことについて協議をしたいことがありますので、暫時、休憩をいたします。

1時まで、昼食を伴って休憩をいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後12時58分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

会議に入る前にお知らせをいたします。

提出議案の一部に、追加・訂正及び削除、差し替え等がありますので、説明を執行部から求められておりますので、許可をいたします。

教育次長、福島勇二君。

○教育次長（福島勇二君） よろしく申し上げます。

香美市例規集の中をお願いいたします。

例規集の389ページ、別記「組織」という表がございますけれども、申しわけありません。これは、全部削除をお願いいたします。これは、規則の方に載っておりますので、これを削除してください。

それと、402ページ（別表第1）の表がございますけれども、楠目小学校の位置でございますけれども、「土佐山田町楠目391番地2」で申し上げます。

それともう1点ですけれども、404ページ、香美市立学校給食センターの設置条例の中の香美市立土佐山田学校給食センターの位置でございますけれども、「土佐山田町山田687番地1」でお願いをいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 私の方から、本日お手元の方にですね「例規集の正誤表の訂正について」という文書をお配りしております。この2月の下旬に議員さんにお渡しをしております香美市の例規集、この分の正誤表でございます。

まず、目次の1ページでございますが、条例第7号 香美市議会事務局設置条例というのですね、議員発議のため条例第7号を削除していただきたい。

それから2番目、目次でございます。目次の4ページ、条例第134号 香美市立老人の家設置及び管理に関する条例、これにつきましては、平成18年1月物部村の臨時議会において廃止のため、この条例については廃止をお願いいたします。この分につきましては、第7号と第134号につきましては、欠番ということでお願いをしたいと思います。

それから、次にナンバー3でございますが、ページ数167ページ、これはですね香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例でございますが、この中で農業委員会の委員の費用弁償の額で謝賃の欄に斜線がございます。これにつきましてはですね、議会議員の費用弁償と同時に斜線を消さなければならないところをそのままにしておりましたので、これをですね「29円」にさせていただきたいと思っております。

それから、4番目に、ページ339でございます。これにつきましては、固定資産の課税免除に関する条例でございます。これをですねこの正誤表のとおり正規な分に訂正をお願いをしたいと思います。

それから、ナンバー5、ページ数で517でございますが、これは香美市立保育所設置及び管理に関する条例であります。これ、ちょっと字が抜けておりました。「香美市立保育所の設置」です。「の」を入れていただきたいと思います。

次に6番目、530ページでございます。これが条例第134号 香美市立老人の家設

置及び管理に関する条例でございます。これがですね先ほど目次の2番目で言いました第134号を削除していただきたいと思っております。

それから、次に535ページ、条例名の訂正でございます。香美市高齢者生活福祉センターこづみ設置及び管理に関する条例でございますが、「香美市高齢者生活福祉センターこづみの設置」、「の」を入れていただきたいと。

それから、8番目に546ページでございます。これが、第3条中、第2号の本文中、「破損するおそれがあるとみとめられるとき、」この「認める」というのを漢字に訂正をお願いいたします。

それから、次に567ページでございます。佐岡診療所の住所が間違っておりました。「本村337番地3」を「本村377番地3」に訂正をお願いいたします。

それから、この表にはございませんが、560ページでございますね香美市健康センターの設置及び管理に関する条例第15条、健康センターの開館時間は「午前1時」というふうになっております。夜中の1時となっておりますので、すみません、「午後1時」が正解でありますので、「午後1時」に訂正をしていただきたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） もう1点、訂正が農業委員会事務局長からあります。

農業委員会事務局長、山岡紀夫君。

○農業委員会事務局長（山岡紀夫君） 597ページをお願いします。条例156号、表の中で第1選挙区となって、右側で「山田町」と書いてありますけれども、この前に「旧」と1字入れてもらいたいです。そして、右側へ3番目に「大楠地区」となっておりますが、ここへ大楠の次へ「植」と入れてもらいたいです。木偏に直です、よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） すみません、条例の修正をお願いいたします。

638ページ、香美市モノレール施設の件です。638ページ、頭はナンバー0495でございます。その段の中段、第7条、「市長は」の書き出しの次の行です。体験実習館、中ほどにございますが、「体験実習館の管理を行う」の項目を「モノレールの管理を行う」に訂正願います。

同ページの下から5行目、第9条でございます。「市長は」の書き出しの行に「体験学習館」の項目ですが、「体験学習館」を「モノレール」に。

続きまして、次のページでございますが、第10条、上から3行目でございます。指定管理者は「体験学習館」の文面を「モノレール」に訂正願います。

続きまして、指定管理者の報告、次の第11条でございます。文面の中ほどの「体験学習館」、これについても「モノレール」に訂正を願います。

以上です、ご迷惑をおかけしました。

○議長（西村芳成君） 議案の一部訂正等を終了いたします。

暫時、休憩をいたします。

(午後 1時11分 休憩)

(議長、副議長、議会運営委員会委員の選任について協議)

(議会運営委員会委員名簿を配付)

(午後 1時24分 再開)

○議長(西村芳成君) 正場に復します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第13、香美市議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

【議会運営委員会委員名簿(指名案) 巻末に掲載】

これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員の選任については、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま決定しました議会運営委員会の委員長、及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

(午後 1時25分 休憩)

(議会運営委員会の委員長、副委員長を互選)

(午後 1時36分 再開)

○議長(西村芳成君) 正場に復します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告いたします。休憩中に行われた委員会におきまして、委員会条例第9条第2項の規定により、議会運営委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長は宮地盾騎君。同じく、副委員長は坂本 節君。

以上のように決定をされました。選任をされました委員長、副委員長は、よろしくお願ひ申し上げます。

お諮りします。

本臨時会に提案された追加日程第14、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、香美市の事務所の位置を定める条例ほか221件の条例の制定についてから、追加日程第27、承認第14号 専決処分事項の承認を求めることについて、公平委員会の事務の委託についてまでの14件を一括議題とします。

順次、執行部から提案理由の補足説明を求めます。

総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長(鍵山仁志君) 総務課長の鍵山です。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成18年3月6日提出。香美市長職務執行者 野島民雄。

専決処分事項 香美市の事務所の位置を定める条例ほか221件の条例の制定について
香美市の事務所の位置を定める条例ほか221件の条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成18年3月1日専決。香美市長職務執行者 野島民雄。

香美市の事務所の位置を定める条例ほか221件の条例

香美市の事務所の位置を定める条例ほか221件の条例を次のように定める。

条例番号1から、1、香美市の事務所の位置を定める条例のほか221件でございます。

3月1日に専決処分をさせていただき、一括で報告させていただきます。ご承認をお願いをするものであります。

条例の原案につきましては、2月下旬に各議員さんにお手元の方にお配りをしておりますが、訂正など、何回も正誤表をお配りをして大変申しわけなく思っております。よろしくお願いをいたします。

なお、欠番がですね7番と134番が欠番になっております。最終の合計224から欠番の2件を減させていただきまして、合計222件の条例となっております。

以上です、よろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 次に、財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 承認第2号 平成17年度香美市一般会計暫定予算を説明いたします。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成18年3月6日提出。香美市長職務執行者 野島民雄。

専決処分事項 平成17年度香美市一般会計暫定予算

平成17年度香美市一般会計暫定予算

平成17年度香美市の一般会計暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出暫定予算）

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億5,661万1,000円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出暫定予算」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用すること

ができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の限度額は20億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出暫定予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

平成18年3月1日専決。香美市長職務執行者 野島民雄。

続きまして、「第1表歳入歳出暫定予算」の概要につきまして、説明させていただきます。

今回の暫定予算は、合併前の旧3カ町村の予算を引き継ぐという形で調整をいたしました。このため、予算内容は旧3カ町村の未収入分と未払い分を計上したものとなっております。

歳入の主なものにつきましては、市税が1億3,055万9,000円、地方譲与税が9,282万円、地方消費税交付金が5,589万7,000円、地方交付税が4億3,600万円、国庫支出金が11億4,944万9,000円、県支出金が9億6,881万9,000円、繰入金が5億8,725万2,000円、諸収入が1億7,603万9,000円、市債が11億3,300万円となっております。

明細につきましては、承認2-16、17ページ、及び2-19ページから2-70ページを参照いただきたいと思います。

国庫支出金、県支出金、市債につきましては、補助事業等の精算の関係で計上額が多額なものとなっております。

また、諸収入につきましては、旧土佐山田町、旧山田消防組合、こうほく3町村合併協議会で剰余金が出ると見込まれましたので、雑入に歳計剰余金として1億2,310万円を計上しております。

続きまして、歳出の主なものにつきましては、総務費が7億5,309万4,000円、民生費が7億3,801万7,000円、衛生費が1億7,793万8,000円、農林水産業費が9億85万4,000円、土木費が5億1,704万7,000円、教育費が2億3,793万4,000円、災害復旧費が4億7,831万5,000円、公債費が7億7,692

万9,000円、諸支出金が1億4,130万6,000円となっております。

歳出予算は、初めに述べましたとおり、原則旧予算の未払いの分でございますけれども、特に諸支出金につきましては、旧香北町、物部村で出納閉鎖時に赤字が見込まれたため、旧町村借入金返済金としまして1億4,130万円を計上しております。この返済金は、一時借入金に充当するものであります。

続きまして、承認2-11ページをごらんください。「第2表繰越明許費」でありますけれども、18事業で総額7億1,924万2,000円となっております。明細は、このとおりであります。

それから、その次のページの「第3表債務負担行為」でありますけれども、「第3表債務負担行為」につきましては、土佐山田町鏡野川土地改良区が金融機関から借り受けた金額に対する損失補償、期間が平成18年度で、限度額が835万7,000円となっておりますが、これ以下45件の債務負担行為を旧町村から引き続きしております。

それから、続きまして、承認2-15ページの「第4表地方債」でありますけれども、第4表地方債はですね、起債の借入限度額の総計が13起債で、限度額が11億3,300万円となっております。償還の方法につきましては、証書借入または証券発行と、利率は4%以内と。償還の方法としましては、資金融通機関の条件による。ただし、繰上償還または低利に借りかえることができるというような形になっております。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○議長（西村芳成君） 収納管理課住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） これから、平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計の暫定予算につきまして、説明させていただきます。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成18年3月6日提出。香美市長職務執行者 野島民雄。

専決処分事項 平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算

平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出暫定予算）

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,098万4,000円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出暫定予算」による。

（歳出暫定予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出暫定予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

平成18年3月1日専決。香美市長職務執行者 野島民雄。

この歳入歳出予算は、旧土佐山田町での予算を引き継ぐ形で歳入未収分、歳出未払い分を組み込んだ、一月分の予算を組んだものです。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長（佐々木寿幸君） 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて
地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成18年3月6日提出。香美市長職務執行者 野島民雄。

専決処分事項 平成17年度香美市簡易水道事業特別会計暫定予算

4-3ページ。平成17年度香美市の簡易水道事業特別会計暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出暫定予算）

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億439万円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出暫定予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は3,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出暫定予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成18年3月1日専決。香美市長職務執行者 野島民雄。

中身につきましては、特に15節等にありますが、旧香北町、旧物部村の工事関係の支払い、及び起債の借入等によるものであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） 下水道課長の久保和昭です。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成18年3月6日提出。香美市長職務執行者 野島民雄。

専決処分事項 平成17年度香美市公共下水道事業特別会計暫定予算

平成17年度香美市公共下水道事業特別会計暫定予算

平成17年度香美市の公共下水道事業特別会計暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,453万9,000円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出暫定予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間、及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出暫定予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成18年3月1日専決。香美市長職務執行者 野島民雄。

今回の暫定予算の主なものは、6ページをお願いします。

「第2表繰越明許費」ですが、県が施行しております浦戸湾東部流域下水事業の繰り越し工事に伴いまして、当市負担金189万円を繰り越すものでございます。

「第4表地方債」ですが、平成17年度に予定した事業もすべて年度内完工が見込まれ、市債の借入限度額を1億2,970万円といたすものでございます。

歳入歳出につきましては、旧土佐山田町でまだ執行していない歳入歳出予算を計上しております。

以上、よろしく申し上げます。

続きまして、承認6号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成18年3月6日提出。香美市長職務執行者 野島民雄。

専決処分事項 平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算

平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算

平成17年度香美市の特定管環境全公共下水道事業特別会計暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出暫定予算）

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,710万2,000円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分の金額は、「第1表歳入歳出暫定予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は1億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出暫定予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給与、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費は除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成18年3月1日専決。香美市長職務執行者 野島民雄。

歳入歳出予算でございますが、旧香北町で施行しました公共下水道事業の未払い金、未収入金をそれぞれ計上しております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成18年3月6日提出。香美市長職務執行者 野島民雄。

専決処分事項 平成17年度香美市老人保健特別会計暫定予算
7-3ページをあけてください。

平成17年度香美市老人保健特別会計暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億1,621万9,000円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出暫定予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出暫定予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

平成18年3月1日専決。香美市長職務執行者 野島民雄。

引き続き、承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成18年3月6日提出。香美市長職務執行者 野島民雄。

専決処分事項 平成17年度香美市国民健康保険特別会計暫定予算(事業勘定)
8-3ページをあけてください。

平成17年度香美市国民健康保険特別会計暫定予算(事業勘定)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億9,470万1,000円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出暫定予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出暫定予算の各項の

経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当、及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成18年3月1日専決。香美市長職務執行者 野島民雄。

引き続き、承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成18年3月6日提出。香美市長職務執行者 野島民雄。

専決処分事項 平成17年度香美市介護保険特別会計暫定予算（保険事業勘定）

9-3ページをおあけください。

平成17年度香美市介護保険特別会計暫定予算（保険事業勘定）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出暫定予算）

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,199万5,000円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出暫定予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は5,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出暫定予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成18年3月1日専決。香美市長職務執行者 野島民雄。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長（佐々木寿幸君） 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成18年3月6日提出。香美市長職務執行者 野島民雄。

専決処分事項 平成17年度香美市水道事業会計暫定予算

10-3ページをお願いいたします。

平成17年度香美市水道事業会計暫定予算

(総則)

第1条 平成17年度香美市水道事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数6,180戸。

(2) 1ヵ月間総給水量18万1,000立方メートル。

(3) 1日平均給水量5,839立方メートル。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第11款、事業収益2,032万5,000円。第1項、営業収益1,225万円。第2項、営業外収益805万5,000円。第3項、特別利益2万円。

支出

第21款、事業費用4,059万9,000円。第1項、営業費用2,577万9,000円。第2項、営業外費用1,351万円。第3項、特別損失31万円。第4項、予備費100万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

不足する資本的支出額1,200万円は、損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんするものとする。

収入

第31款、資本的収入、ゼロ。

支出

第41款、資本的支出1,200万円。第1項、企業債償還金1,200万円。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、企業会計システムリース(一時導入)。期間、平成18年度から平成21年度まで。限度額、43万9,000円。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、これらの経費の各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費。

(2) 公債費。

(棚卸資産の購入限度額)

第9条 棚卸資産の購入限度額は、100万円と定める。

平成18年3月1日専決。香美市長職務執行者 野島民雄。

上水道の区域につきましては、東は談議所の日和崎石油、西は二ツ川まで、南は物部川、北は土生川、その間の区間に先ほど申しました約6,000戸余りの戸数がございまして、上水道として供給をしております。

また、上水道につきましては、すべて企業会計として行っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成18年3月6日提出。香美市長職務執行者 野島民雄。

専決処分事項 平成17年度香美市工業用水道事業会計暫定予算

11-3ページをお願いします。

平成17年度香美市工業用水道事業会計暫定予算

(総則)

第1条 平成17年度香美市工業用水道事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水事業者数、供用開始時7事業者。

(2) 年間給水量、供用開始時36万5,000立方メートル。

(3) 1日平均給水量、供用開始時1,000立方メートル。

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第31款、資本的収入296万円。第1項、補助金294万9,000円。第2項、雑収入1万1,000円。

支出

第41款、資本的支出296万円。第1項、建設改良費296万円。

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は200万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、これらの経費の各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費。

(他会計からの補助金)

第7条 工業用水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は294万9,000円である。

(棚卸資産の購入限度額)

第8条 棚卸資産購入限度額は20万円と定める。

平成18年3月1日専決。香美市長職務執行者 野島民雄。

工業用水道事業につきましては、テクノパークの工業用水道として認定したものでございます。こちら企業会計としての計上になっております。

以上です、よろしくお願いいたします。

○議長(西村芳成君) 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長(鍵山仁志君) 総務課長の鍵山です。

承認第12号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成18年3月6日提出。香美市長職務執行者 野島民雄。

専決処分事項 町の区域の新設及び字の名称の変更について

町の区域の新設及び字の名称の変更について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成18年3月1日専決。香美市長職務執行者 野島民雄。

地方自治法第260条第1項の規定により、町の区域の新設及び字の名称の変更を別紙

変更調書のとおり行う。

次のページへいきまして、変更調書でございますが、1番の町の区域の新設ということです。これにつきましては、旧の土佐山田町の大字のない土佐山田町何番地という表現をしておりましたが、香美市になりまして、変更後、香美市大字土佐山田町何番地ということになります。

それから、次のページへいきまして、2、字の名称の変更。ここで、字という言葉を使っておりますが、大字、小字を含めて、ここでは字の名称という表現をさせてもらっております。これにつきましても、土佐山田町変更前がですね「旭町1丁目」というのが、変更後、「土佐山田町旭町1丁目」ということになります。順次、このあと香北町、物部町というふうと同様になってきます。(後に追加発言あり。「町」については「まち」という発言で間違いない。)

以上です。

続きまして、承認第13号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成18年3月6日提出。香美市長職務執行者 野島民雄。

専決処分事項 香美市指定金融機関の指定について

香美市指定金融機関について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、香美市の公金の収納及び支払い事務を取り扱う指定金融機関として株式会社四国銀行を指定する。

平成18年3月1日専決。香美市長職務執行者 野島民雄。

以上です。

次に、承認第14号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成18年3月6日提出。香美市長職務執行者 野島民雄。

専決処分事項 公平委員会の事務の委託について

公平委員会の事務委託について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、香美市の公平委員会の事務を別紙規約により高知県に委託する。

平成18年3月1日専決。香美市長職務執行者 野島民雄。

次のページに香美市と高知県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約ということでございます。原案の朗読は、省略させていただきます。

旧3町村におきましても、それぞれ県に事務の委託をしており、香美市においても同様に事務を委託するものであります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

承認第1号から承認第14号までの14件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本会議方式により審議・採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。

よって、臨時議会に提案された承認第1号から承認第14号までの14件については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

暫時、休憩いたします。

（午後 2時25分 休憩）

（午後 2時35分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

会議に入る前に、2点、訂正の申し出がっておりますので、許可いたします。

総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 失礼をいたします。

承認第12号の旧町村名の関係のところ、大字の土佐山田町、それから香北町、物部町、これにつきましては、ここの専決処分ですね題名の町の区域のという、この「町」については、こういう「まち」という発言をなささいよということで、県の方で確認をしております。

その他の呼び名につきましては、大字名につきましては、それぞれ旧町村名の呼び名で結構ですということでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 議会事務局長、松浦良衛君。

○議会事務局長（松浦良衛君） 恐れ入ります。訂正をお願いしたいと思います。

今日お配りしました追加日程の後ろの端にありますけれども、香美市広報委員会の推薦についてのお名前のところで、被推薦人の爲近初男さんの住所ですが、上池の「上」という字を神様の「神」にご訂正をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、よろしく願いします。

○議長（西村芳成君） 本臨時会の議会運営についてであります。去る12月21日に香北町保健福祉センターで開催しました香美市議会関係の条例・規則等に関して、協議会で協議した中で、合併時の議案については膨大な量になることが想定されるので、議案を一括提案の上で、できれば一括採決の方法にしてほしいとの提案が旧3町村の正・副議長の協議の中から提起されました。

その提案に対しまして、一定の議論の場が確保されれば議案の一括提案、一括採決にもやむを得ない面があるのではないか等の意見があったところであります。

また、先ほど議員発議で提案しまして採決をいただきましたし、議会会議規則第55条の発言内容の制限の規定にありますように、発言はすべて簡明にするとし、第56条では質疑の回数の規定で、同一議員の同一議題についての質疑は3回を超えることができないとうたわれております。

したがって、これからの質疑につきましては、各案件ごとの発言時間は、質疑・答弁を含めて15分間までとし、回数は3回までとしていただきますようお願いいたします。

また、発言は、すべて自席のマイクのボタンを押した上で発言をお願いいたします。

それでは、追加日程第14、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、香美市の事務所の位置を定める条例ほか221件の条例の制定についてから、追加日程第27、承認第14号 専決処分事項の承認を求めることについて、公平委員会の事務の委託についてまでの14件の質疑を行います。

追加日程第14、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、香美市の事務所の位置を定める条例ほか221件の条例の制定について。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸です。

条例の517ページですが、香美市立保育所の設置及び管理に関する条例について1点お尋ねしたいのですが、この香美市立佐岡保育園ですが、お聞きしたところによりますと、ここは最近わかったことで保育園の立地場所としては、防災の関係上、非常に都合が悪くて保育園としてももう使えないし、あと避難所のような集会所にもならないということをお聞きしておりますが、その場所についてこのように条例でうたうということについての整合性は、どうでしょうか。これからの香美市の条例として、それについてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） お答えいたします。

この条例は、当面、今年の3月からの香美市ということで、現状を名乗っているわけがございます。そして、18年度以降につきましては、その件につきましては、また協議をしたいと思っております。

ただ、今、18年度につきまして保育の入所申し込み、入所受付をしまして、佐岡もその対象に入っております。現在、3名の入所申し込みがまっておりますが、香美市としましては、18年度は17年度に引き続き休園をしたいと考えております。

まだ、地元の保護者の方たちには、その旨をまだお話してございません。これからお話をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 不相当と認められた時点というのは、昨年度かと思っておりますが、昨年度というか、去年かと思うんですが、その時点からしましてもこの条例の施行する日、

18年の3月1日というのが、ここにうたわれているのが適当かどうかということです。このようにあるから、やはり保育所扱いですので応募があったりするわけですが、応募があっても、そこは保育所として使えないわけですので、このように置くことはいかがなものかと思うわけですが、その点いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） そのような、防災上好ましくない場所ということは、旧土佐山田町内にたくさんございまして、一般に公表されていないところがあると思われませんが、佐岡保育園についてもそれと同様に考えておりまして、しかし総合的に考えてよろしくないというふうに考えております。

そして、新保育所プランが、旧土佐山田町の公立保育所についての新保育所プランが最近でき上がりましたが、その中でも佐岡については、というよりトータルの保育所立地の見直しで削除してございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 今、課長がおっしゃるのにこういうことですか、他の保育園も公表はしていないけれども危険な地域があるということですか。それでしたら、子どもの生命と安全、健康といいますか、生命のかかる施設ですので、その安全の確保というのはどのようにお考えでしょうか、その点を最後にお伺いして。

○議長（西村芳成君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） 保育所については、他にはそういう場所はございません。

18年度は、休園にとりあえずいたしまして、その後のことは検討したいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） まずは、110番、111番、各条例番号で、ページ数は431、441のやなせたかし記念館「アンパンマンミュージアム」とあと「詩とメルヘン絵本館」の関係の条例が指定管理者制度という形になっています。

そして、最後の端の中に指定管理者の受け皿としての222号条例、223号条例で財団法人の関係と、952ページに財団法人の立ち上げが書いてあるわけですけど、もう一つですね、セレネの場合は186号条例で管理委託になっているわけですね。ですから今回ですね、やなせたかし「アンパンマンミュージアム」と「詩とメルヘン絵本館」等を指定管理者制度にやった場合に、受け皿で財団法人をつくるわけですが、指定管理者制度というのは原則公募方式になるわけですね、公募方式。ですから今後の問題として、こういう問題を公募制ということで、今の受け皿のないところが競争に入ってきたときに、大変これは社会的にまずいことになる可能性があるんじゃないかと、その危険性を持ってい

るわけですが、その辺はよく検討してるかどうかというのをひとつお聞きしたいですが。

今は、財団法人ということで、つくっても受け皿にしていますけど、これから当然ですね、受け皿をやって3年とか5年になったときに、公募制と、原則公募やという原則をどんどん突きつけられたときにですね、これはなかなかそれを切れることができるかという問題が出てくると思うんです。その辺の検討はされたかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君） それでは、条例番号110号のやなせたかし「アンパンマンミュージアム」設置並びに111号の「詩とメルヘン絵本館」の設置条例について、指定管理者の検討をされたかというご質問ですが、十分に検討しております。

まず、その公募が原則というのは承知をしておりますが、この「アンパンマンミュージアム」並びに「詩とメルヘン絵本館」につきましては、公募の制度がなじまない。これは、いわゆる「アンパンマンミュージアム」のいろんな権利関係が財団の方にあるということで、他の公募して運営をするということは、この制度になじまないということで特定をした受け皿といいますか、この財団に、今までもしておりましたが、管理委託を。そのまま引き続き行っていきたいというふうな考えての条例設置でございます。

以上です。（後に総務課長より「一般的に公募という制度だが、法的要件ではない。」と補足説明あり。）

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） これまでの管理の関係があるということですが、この指定管理者制度の法的な問題でですね、今後そういう問題が係争になってくる可能性もあるわけですね、公募制という。ですからこういう財産自身が、そこまで検討しているかなという話なんです。公募方式等を含めて、競争相手が出てくる可能性があるわけですが、指定管理者の場合は、その場合が、それをですね行政側がなじまないからということで拒否し続けることができるかという問題が、そこまでの検討をしてるかという話なわけです。それが第1点です。

それからもう一つ、先ほどの大岸議員との関連の関係ですが、ぜひですね条例上うたっている園で休園をするということ自身、もう本来おかしいわけですので、その辺の整合性を持たせていかないと、新市としてはちょっとまずいんじゃないかと思うわけで、早急に見直しと検討が必要やと。

これ、逆川保育所もうたってますね。佐岡保育所も、既に休園しているところを、けど条例にある場合は子どもたちの募集をしなければならなくなるわけです。ですから、そこら辺の条例のやっぱり法律ですので、法としてのやっぱりあり方の問題として、やっぱりこういう状態がそのまま残るといのは不正常的な状態であるわけですので、ぜひ見直すべきだと思いますが、その点についてもお願いします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君）　　まず、指定管理者の公募について検討をしたかというご質問ですが、一般的には公募するということが総務省の方から示されているのは承知をしておりますし、一定の関係者との検討もさせていただきました。

私の方では、この「アンパンマンミュージアム」並びに「詩とメルヘン絵本館」について、公募の制度がなじまないということで一般的な公募、指定管理者の部分が公募でやることも検討してはありました。

先ほど言いましたように、権利関係で他へ公募して、他へ任すということに、この両施設が無理があるもので、今回についてはそういった手法を取りました。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君）　　総務課長の鍵山です。

公募の件につきまして、ちょっと補足説明をさせていただきます。

国の方では、一般的に公募という制度でございますが、これは法的要件ではございません。かつ、法で公募しなさいというふうなうたい方はしておりません、以上です。

○議長（西村芳成君）　　幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君）　　保育所の設置の条例で、2つ、笹岡議員の言われた中で逆川保育所につきましては休園中でございまして、大分前になります。地元との取り交わしがありまして、10名以上に園児数が戻ると、また復園するといえますか、再開するということになっておりまして、廃園にした場合は設置条例から削除しなければなりません。休園の場合はまだ設置条例がなければならぬと考えます。

なお、また新保育プランでの見直しもありますので、そういうなくなる方向へいくということになると思います。

以上です。

○議長（西村芳成君）　　12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君）　　指定管理者制度ができてきた経過を踏まえたらずね、その辺はちょっと行政側が、今、法的要件ではないということは確かに、法的に絶対にそれをやらなければならないということにはなっていないわけです。

しかし、なぜ全国ですらこういう指定管理者制度の施設としてねらっているかということをごひ考えたときにですね、やっぱり香美市での最も魅力ある「アンパンマンミュージアム」を含めてですね、これが今までどおりの方向でいけるかどうかというのは、これはわからないわけです。ですから、その辺は、よく検討しておかないと、競争相手が出てきた場合ですね、なかなかこれは太刀打ちできない場合も発生する可能性もあると、そういう魅力ある施設であるというわけです。

そこをよく考えて対応しておかなければいけないということです。ですから、これを見たら条例上は指定管理者でなければならないと、もう言い切りましたねこれ、管理を。ですからそこら辺の大変、内容的にちょっと危険性があるんじゃないですかという問題で

すけど、よく精査していただきたいと思いますが。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 笹岡議員のご質問といたしますか、ご意見といたしますか、やはり地方自治体によりましてはですね、それぞれ状況もございますし、規模の大小もございます。そういうことでありまして、法の趣旨といたしましては公募、あるいはですね直接指定ということの説明もされております。そういうことですね、やはり施設に応じた指定管理を行っていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

市長職務執行者、野島民雄君。

○市長職務執行者（野島民雄君） 笹岡議員さんがご指摘をいただきましたのはアンパンマンのことでございますので、若干、私の方から詳しくご説明を申し上げた方が議員の皆様方のご理解を得る上においていいのではなかろうかと、このようなことで特に発言を求めさせていただいたところでございます。

今現在、「アンパンマンミュージアム」は財団が経営をいたしておるところでございますが、アンパンマンのすべて、原画その他、やなせたかし氏の作品は財団に寄附をされておるところでございますが、したがってこれを指定管理者、別から競争で対応すると申しましても財団からそれを買って経営しなければならなくなるわけでございますので、どうしても高くつくこと、こういうことで、なかなか第三者的な経営は困難になってくるのではないかと、このように考えまして、最も安い方法で経営をしていく、これが適当ではなかろうかと、こういう判断をいたしておるところでございます。

十分ご理解がいただけないかもしれませんが、以上、「アンパンマンミュージアム」につきましての内容、そしてまた財団の経営につきましては、そのような関係で現在ここに至っておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 691ページの香美市商工観光振興条例について若干お尋ねしますが、旧土佐山田町では商工業振興条例があり、かなり内容的にも充実した面もありますけれども、この商工観光振興条例につきまして、非常に項目等精査されていたそうですけれども、補助金の交付、委員会等を書いているところでありまして、この足りない部分は規則等でかなり充実されているものと思っておりますが、そこら辺は検討をされた中で、いかがなものなのか、その点をお伺いします。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 商工観光課長、高橋です。

山崎議員のおっしゃられましたように、商工観光課も新しく昨年設置されまして、香美市になりましたので、ますます充実させたいと思い、商工観光振興条例と改めました。

その委員会、それから補助金等は規則、それから要綱で充実させてまいっています。
以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

20番、久保信彦君。

○20番（久保信彦君） この条例番号146号、これは長寿計画に関することですが、3月24日に解任式を行うということはこの婦人から聞いたわけですが、42名がおります。5～6万円、確かにそれに払っておると思います。それで、これがやまれば解任ですから、やまるわけですけれども、民生委員に補助する者を置くとか、いろいろそういうことも聞くわけですが、これはどうなりますか。

○議長（西村芳成君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 健康づくり推進課長の岡本です。

久保議員さんのご質問にお答えいたします。

香美市健康長寿計画推進委員に関する条例についてのご質問ですけれども、これは一応、香北町で行ってございました健康長寿計画の事業の一環で行ってございまして、一応、3月いっぱい終了する事業でございます。高齢者の見守り等を中心にする事業でございまして、これを一応3月いっぱい終了いたしまして、18年度からは福祉の事業で行ってございまして地域支え合い事業の方で行っていく所存であります。

香美市の社会福祉協議会を通じましてですね、地区の民生委員さんとか福祉委員さんの力を借りて、各地区で高齢者の見守りを行っていきたいと考えております。どうか、よろしく願いいたします。

地域支援事業です、よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 20番、久保信彦君。

○20番（久保信彦君） 別の事柄ですが、香美市残土処理場、条例番号は203号です。吉野の残土処理場ですね、これは私の見るところでは、もう残土はとてできないというように考えます。だから、これはもう廃止といいますかね、そういう方向になりはせんかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 香北支所長、二宮明男君。

○香北支所長（二宮明男君） 久保議員さんのご質問にお答えをいたします。

吉野の残土処理場につきましては、3月いっぱいをもちまして終了いたしたいと思っておりますので、この処理場につきましては、この条例の中に入れております。

以上です、よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

次に、追加日程第15、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市一般会計暫定予算。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 何か所か聞きますが、まずですね今回、あの地方交付税の関係ですが、ページ数がですね32ページ、特交のみしか入れてませんが、これは交付税として普通交付税の方はですね、もう見通しが無いという判断なのかどうか。

そして、この特交の根拠と申しますか、何なのかお願いしたいと思います。

それから、35ページの11款の分担金及び負担金でですね民生費負担金、5節にあります生活管理指導員派遣利用者負担金という、この中身は何なのかをお願いしたいと思います。

それから、ちょっと飛びまして、ページ数がですね116ページで農林水産事業費の中で4目林道整備費の中でですね15節に工事請負費があります。それでですね、この中に御在所線の開設工事から、その関係での繰り越しの分、それから谷相線、美良布、そして繰り越しの美良布・岩改線の関係もありますし、西又河野線等あるわけですが、これ、香北分はですね約3億8,456万6,000円になるわけです。これのですね、一つは補助金と起債の内訳がわかれば、それをお願いしたいのと、それからまず、この事業のですね根拠は何なのかと。それから同時に場所の特定がわかりません、どういう場所なのかというのが。ですからその事業の根拠として地元の要請があったのか、旧の町のそういう計画があったのか。そして、この事業のですねやっただ中の進捗状況はどうなのか。まだ、これ以外に来年度につながる事業はあるのか。このかなりの部分は全部繰越明許になってますね。それを含めてお聞かせ願いたいと思います。

そしてもう1点がですね、125ページの内容も同じようにあるわけですが、(15節に)市道の谷相線とですね中谷線という辺地対策事業の関係と大宮小学校線というのもあります。それから、本田上5号線というのがあるわけですが、これで1億3,552万4,000円になるわけですが、これの先ほどのような内容についての補助金と起債との関係の内訳。それから、先ほど林道関係で言いましたが、そのもともとのこの計画の根拠は何なのかを含めてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） まず、32ページの地方交付税の関係につきましてお答えします。

普通交付税は、もう既に旧町村単位で組み込み済みでありますので、ここに計上している4億3,600万円は特交で、まだいただいてない分ということでございます。

根拠はということでございますけれども、一応、要望を出し、総額を出しておりますので、その要望額に沿って、県はまだ内示もくれておりませんが、昨年並に、合併した関係もありまして、昨年の特交並は確保できるのではないかと申す県の方の言葉を聞いておりますので、一応この額を計上させていただいております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、法光院昌一君。

○福祉事務所長（法光院昌一君） 福祉事務所長、法光院です。

35 ページのお尋ねの件についてお答えします。

生活管理指導員派遣利用者負担金とはというご質問でございました。これは、生活管理指導員派遣事業という事業の利用者の負担分1割を計上しております。

もともと、物部村、香北町には軽度生活援助員事業がございまして、土佐山田町には生活管理指導員派遣事業というものがございました。非常に似ているわけですが、この事業の方に収れんをさせていただいております。

ほとんどのヘルパーの派遣等につきましては、介護保険で賄えるわけですが、介護保険では落ちこぼれる部分もございまして、そうした点でこうした事業を挟んで事業を実施しようとしておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 笹岡議員の質問にお答えをいたします。

御在所線開設事業、それから繰越御在所線舗装事業、繰越美良布・岩改線開設事業、繰越西又河野線改良舗装事業、すべて香北町分でございますが、これについてお答えします。

この御在所線開設工事につきましては国庫補助事業でございます。その他の舗装事業、開設工事等につきましては、過疎債対応の事業でございます。

場所につきましては、私もまだ現地に行っておりませんので具体的には説明できません。

また、進捗状況でございますが、御在所線開設工事はですね3月20日が工期となっております。美良布・岩改線開設工事、平成17年度分ですが、これは平成18年9月30日が工期となっております。西又河野線改良舗装工事につきましては、平成18年9月が竣工予定となっております。それから、林道舗装の谷相線の舗装工事につきましては、平成18年5月31日が工期となっております。

以上でございます。

あと、残りの詳細につきましては、二宮所長の方から説明をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 香北支所長、二宮明男君。

○香北支所長（二宮明男君） それぞれのですね開設工事につきましては、御在所線につきましては地元の要望で継続事業として実施をいたしておるものでございます。

美良布・岩改線につきましても地元の要望でございまして、香北町美良布から岩改までの工事を行っております。

西又河野線につきましては、18年度で終了予定でございまして、香北町の日ノ御子の河川公園の入口からですね日ノ御子キャンプ場までの間を改良いたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 建設都計課の中井と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

笹岡議員さんの125ページの工事請負費についてお答えを申し上げたいと思います。

補助金、起債の額につきましては、詳細手元に数字を持っておりませんが、市道谷相線、それから市道中谷線につきましては、辺地事業で対応をしております。その中で谷相線につきましては、交付金事業と辺地事業とを一緒にしておると、2つの事業を一つの線に導入しておるということで進めております。

それから、大宮小学校線、本田上5号線につきましては、過疎の事業で対応しておるということでございます。

大宮小学校線につきましては、延長が390メートルの予定でございます。中谷線につきましては、改良が40メートルで舗装が600メートルということを予定しております。谷相線の道路改良につきましては、延長が180メートルという予定をしております。

場所につきましては、ご案内をいただきましたけれども、ここで説明できるほど知識がございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 33番、宮地盾騎君。

○33番（宮地盾騎君） 幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、60ページ17款繰入金、1目財政調整基金繰入金2億2,900万円余り。以下、3つくらい繰入金がございますが、それぞれの繰入金の取り崩しをした場合に、残高はどのようになるかお尋ねをしたいと思います。

それともう1点、69ページ、19款市債でございますが、1目項総務債から災害復旧債まで、それぞれの事業による起債を計上しておりますが、この中で交付税に算入される起債、また算入の割合等は、どのようになっておるかお尋ねしたいと思います。

161ページ、12款諸支出金の中の旧町村借入金返済金、22節で補償、補てん及び賠償金ということになっておりますが、この内容はどのようなものか。

そして、予算総額において、この3月、1ヵ月の予算総額が48億5,600万円という予算になっておりますが、3町村の平年の予算基礎額で約150億円から140億円程度ではないかと思われませんが、そうした中で1ヵ月の予算にしては若干背伸びし過ぎている感がするわけですが、歳出すべてにおいて、これは緊急であったものかどうか。専決予算ですので、これはどうにもならんとは思いますが、そういう内容による48億円という予算計上になったのかどうか。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 宮地議員さんのご質問にお答えします。

まず、60ページの財政調整基金の残高の関係ですけれども、基金の2月28日現在、

これは3月1日ですけれども、2月28日現在、財調が16億7,600万円余りありましたので、2億2,900万円余りを引いたものがですね、その後の残高となります。

ふるさとづくりであります、ふるさとづくり基金は4億9,400万円余りありますので1,700万円引いたものが残高になるということです。

それから、新しいまちづくり基金でありますけれども、これが2月28日現在では2億660万円余りでしたので、満額使うと。この取り崩しによって全額使ってゼロになるということになります。

それから、施設等整備基金繰入金であります、これは施設等整備基金はですね1億3,000万円余りですが、ちょっと多いですね。満額、これも取り崩しになると思います。

それからですね、交付税に算入される起債はどれかということですが、辺地、過疎等につきましては、交付税の算入になりますし、辺地が80の過疎が70の算入率と思います。

それから、まちづくり交付金事業債等につきましては、これは事業費補正の関係で、若干交付税措置もあろうかと思われれます。

それから、市町村合併推進債、この1億9,560万円も、これも交付税50%の算入率があります。

それから、現年の災害復旧事業債ですけれども、現年債は95%の交付税の戻りがあります。概要は、以上です。

それから、161ページの旧町村借入金返済金ですけれども、これは会計を一時的に締めた時にですね歳入が足りなくて、一時借入した分がございまして。その分が、最初の説明でも言いましたように、香北分と物部分が締めるときには、ざっと一時借入がですね8,100万円と6,000万円ぐらい要るであろうという予測になっておりましたので、一時借入の分をですねここに返済金として計上させていただいております。

48億円が1カ月の予算としては多いのではないかというご質問でありましたが、これは支払い、それから歳入等がですね後ろへこけてきてますので、事業なんかは終わらないとお支払いもしませんし、また事業が完了しないと補助金ももらえないと、こういう事情もございまして、後ろに繰り込んできているということでございまして、この48億円の暫定予算となっております。

○議長（西村芳成君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 先ほどの林道と市道の関係で、後年度の事業はどうなるかという辺が、この線についてのわかれば、これで終わりなのか、それからまだやらんといかんのかという、来年の、平成18年度以降のですね、ちょっと平成18年度当初予算見たんですけど、それが載ってませんので、暫定ですので、それからどうなるのかという、そこをお願いしたいと思います。

それからもう一つ、66ページのですね雑入の中で13節にあります山田北部ほ場整備負担金で、これはゴルフ場関係なわけですが、この1,057万1,000円の見通し、根

抛等をですね説明していただきたいと思います。

それから、150ページ、ちょっと全体として合わせてわからないのは、アンパンマン美術館費でその他の財源で7,152万円というのが入っているわけですが、これは何を根拠に入れているのかと。先ほど、宮地議員が言われた、この基金の関係が入っているのかなと、その辺、ちょっと整合性が合わないんじゃないかということで、この施設等整備基金繰入金というのは、何か特定目的の基金なのかどうかも含めて、このその他の財源の7,152万円というのは、どこのお金を引っ張ってきているのかというのをお願いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 笹岡議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

いただいております資料によりますと、市道谷相線道路改良工事が平成17年度から19年度までということで、継続の予定ということでいただいております。大宮小学校線と中谷線、それから本田上5号線につきましては、18年度の要旨に載っておるだけですので、まだ今後継続する必要があるかどうかにつきましては、また調査をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 150ページのアンパンマン美術館のその他の財源の7,152万円ですけれども、施設等整備基金の充当ということであります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 笹岡議員のご質問にお答えします。

美良布・岩改線開設工事ほか御在所線、西又河野線改良舗装工事、美良布・岩改線舗装工事等は、全線18年度へも継続して実施する予定であります。

○議長（西村芳成君） 33番、宮地盾騎君。

○33番（宮地盾騎君） 先ほどの質問で、もう1点、ちょっと確認したいんですけども、161ページです。

この借入金返済金ということで、一時借入金を予算で返済するという方法は正しいかどうか。その辺をもう1点、確認したいと思います。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 宮地議員さんのご質問にお答えします。

合併に際しまして、合併期日の時点で出納閉鎖をするので、出納整理期間というのがございません。そのために、歳入が、受け込む歳入の方が多ければ黒字で合併後の市町村に移行していくわけですが、赤字になった場合には払わんづつということではなくて、もう歳出していますので、歳出した財源が一時借入で借り込んでお支払いしたよという形になっておりますので、ここではですね旧町村の借入金返済金という諸支出金で

こしらえて、ここで精算するようになってます。

それと、これと別個に、今度は黒字の場合はどうなるのかということもありますので、これとの関係で黒字につきましては諸収入の67ページの歳計剰余金という節がございます。ここでですね旧町村で黒字だった分をここへ計上して、黒字分を歳入として引き継ぐと、こういう整理の仕方に、合併の際はなっているようです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 33番、宮地盾騎君。

○33番（宮地盾騎君） 精算したときの不足金についての返済の仕方が、補償、補てんが正当なのか、ちょっとまだ私自身ははっきりしませんが、精算であれば繰上充用金という制度がある、それは使えないものかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 繰上充用金につきましては、その団体が次の年度も引き続き存在する場合には、繰上充用金という精算の方法もできようかと思えますけれども、もう団体がなくなったわけですので、こういう精算の方法になっているようです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 笹岡議員のご質問の66ページの13節山田北部ほ場整備負担金1,057万1,000円についてお答えをさせていただきます。

これについては、平成17年度、負担金に対しての請求を1,057万1,000円しております。これについて、雑入で計上しております。

○議長（西村芳成君） 34番、西山 武君。

○34番（西山 武君） 116ページの先ほど笹岡議員の質問にありました15節の工事請負費とか、125ページの工事請負費なんですけれども、特に115ページの林道関係は、今のは3月の補正予算で設計しよっぱなから工事を始めるというのが3件あると思うんです。美良布・岩改線測量設計委託と、押谷線ですか、それから影仙道線というのが、設計委託をして工事費まで組んでいるという、各町村それぞれやりたい事業はたくさんあったわけなんですけれども、それぞれ厳しい財政事情の中で我慢するところは我慢していると。たった1ヵ月の予算に設計費から工事まで繰り込むのはどうかと思うんですけれども、そのこの点の考え方を職務執行者に答弁をお願いしたいと思います。

なぜ、今、1ヵ月で、補正予算ですべて組まなければいけなかったのか。

○議長（西村芳成君） 市長職務執行者、野島民雄君。

○市長職務執行者（野島民雄君） お答えをいたします。

起債対応でやっておるところでございますので、その決定が遅かったために遅くなってくると、こういう実情でございますので、毎年このような状況になってきておる。合併を直前にいたしまして、このように突然的にやったわけではないものでございます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 96ページの15節の工事請負費、介護予防拠点施設整備工事5,536万1,000円は、どこなのか。また、中身等についてお尋ねします。

もう1点、103ページの民生費の2目扶助費、生活保護の扶助費の中の医療扶助が金額的には少ないんですが、これほどの見込みでよろしいんでしょうか、この2点、お願いします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、法光院昌一君。

○福祉事務所長（法光院昌一君） 福祉事務所長です、お答えいたします。

1点目の介護拠点施設整備事業につきましては、香北町葦生野に建設しております、現在は完成をいたしております。香北町葦生野というところに建設、完了いたしております。

次に、保護費の関係ですけれども、保護費につきましては、執行残の部分につきましては、県の保健福祉事務所と協議をしまして、残として残るものがこの金額だということを示されております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 89ページの市長選挙の工事請負の関係ですけど、これ、市の条例の方では市長選挙には掲示板を立てるということだけで、場所とか枚数を幾つ立てようかというようなことはないんですけど、どのような場所に立てるかということと、それから旧の土佐山田町と物部村については、この掲示板に統一した番号を1からずっと、何枚ということの番号を振っていただいていたんです。これは、ご承知のとおり、いつも静かな毎日でないので、台風時期に選挙があったりとかいうときに、やっぱり掲示板の倒壊や破損について番号さえ電話で言うたら選挙管理委員会の方で、どこの場所に設置するかということがわかりやすいということで、議会の中で提案して受け入れていただいていたんですけど、この新しい市になっても統一番号を振ってもらいたい、その点、どのような考えかということ。

それから、これは市長選挙ということになれば、今の情勢からいったら非常に、設置はするは、すぐ撤去というような形になるんじゃないかというような予想はされるんですが、これ、ほんとに材料というものは、資材というものは有効な活用を後々考えることはできんもんなのか。今までの話では、何か使い捨てとかいうか、後は知らんでというような形になってるんじゃないかと思うんですけど、その利用をひとつ、次の市議会議員選挙に使えるところがあれば使うとかいうようなことは、行政としては考える必要はあるのかどうか、そこらの点。

それからもう1点、135ページ、消防の関係ですが、小型動力ポンプ付積載車を購入するとなってるんですが、これは全く新しく購入するのか、それとも、古くなったのか

えるのかどうか。非常に、住民にとってはコンパクトに稼働できる小型車は要望されてると思いますけれども、その内容と購入した場合は、どこの部署に配置するのか、お尋ねをします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 片岡議員のご質問にお答えをいたします。

市長選挙のポスター掲示場の枚数ということでございますが、この条例上では枚数は決まっておりません。これにつきましては、委員会の中で決定をしていくということになります。土佐山田町であれば179枚、物部がちょっと記憶が定かではございませんが、約40枚程度ではなかろうかと。それから、香北が70枚程度ではなかろうかという感じをいたします。ただ、これは減数ができるという条例になっております。

それからですね、通し番号の関係ですが、これにつきましては、旧山田と旧物部の方は通し番号を振っておるということで、これは統一して振るようにしたいと思います。

それから、次に掲示場のすぐ撤去というあれですが、1週間、告知から投票日まで1週間ということでございますが、それ以前からですね設置をし、それからその撤去するのにもですね、やっぱり1週間、10日ぐらいかかりますので、かなり雨とか風にさらされます。今、一番安いベニヤでやっております。再利用するんであればですね、アクリル板を使ったりとかいう考えもございます。

それで、結構、予算的にもございませんで薄い形の分を使っており、再利用するのであれば、その上へペンキをかけて、それからまた印刷をするという形になりますので、結局は買った方が安くなるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 消防長の竹村です。

片岡議員さんのご質問にお答え申し上げます。

135ページの小型動力ポンプ車でございますが、これは物部の団の方に配属の予定でございまして、買いかえでございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 3点、お尋ねします。

43ページの2目の衛生費国庫補助金の2節ですが、この循環型社会形成推進交付金というのは、どんなような補助事業で、出の方のどこに生きているのかお願いしたいです。

それと、ページ52、上の方にあります19節の森の腕たち育成事業費補助金、これはどんな事業か。

それと141ページです。教育振興費の中の需用費、11節ですが、これの社会科副読本印刷に296万円計上されておりますが、これはどんな副読本かお尋ねしたいです。そ

れ、教育委員会に行ったら見る事ができるのでしょうか、3点、お尋ねします。

○議長（西村芳成君） 下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） 大岸議員さんのご質問にお答えします。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目の衛生費国庫補助金の中の2節の循環型社会形成推進交付金でございますが、これは17年度より新設されまして、上の1節の浄化槽設置整備事業費補助金が18年度に移行するものでございます。これは、香北と物部が先駆けて移行しております。この補助金がどこに当たるかといいますと、歳出の105ページの4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費の中の19節負担金補助及び交付金の中の合併処理浄化槽設置整備事業補助金に当たります。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼吉井勇記念館館長、福島勇二君。

○教育次長（福島勇二君） 141ページの社会科副読本につきまして、大岸議員にお答えいたします。

土佐山田町の農業、それから商業、いろんな施設、そういったものを写真で紹介をした分でございます。今月の末ぐらいには完成をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 114ページ、森の腕たち育成事業費補助金ですが、これは山村の過疎化、木材加工の低迷で、要するにこれは森の工場づくり支援事業といたしまして、それと間伐材搬出支援事業というのがありまして、搬出間伐に対する補助金を支出するものでございます。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼吉井勇記念館館長、福島勇二君。

○教育次長（福島勇二君） 1点抜かりました。

でき上がりましたら、閲覧はいつでも・・・・・・・・。

○議長（西村芳成君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） ページ52の森の腕たち育成事業費補助金に関する間伐材の搬出等への補助ということですが、これは今後の見通しとしては県の補助金、どういうふうになっていきますか。ずっとついていくものと思われませんか。

○議長（西村芳成君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） この事業はですね、森の工場づくり支援事業関係でございますが、平成16年ごろから事業体系が変わりました。そして、県補助と市の負担分ということでやっておりますので、今後も継続してやっていける事業であります。

○議長（西村芳成君） ほかに。

8番、森本珠城君。

○8番（森本珠城君） 8番、森本です。

100ページ、保育園費の中の7節の賃金についてですが、パート、臨時職員の賃金と

して2,424万2,000円と上がっておりますが、これはその上の方にあります職員の給料にほぼ匹敵するものですが、これはちょっと多いような気がするんですが、ご説明をお願いいたします。

それと、もう1点、136ページ、消防費の中の水防費で18節備品購入費739万4,000円、これがどういったものなのかをご説明願います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） お答えいたします。

101ページの7節の臨時職員、パートと臨時職員の金額が多いということでございます。今、香美市合計保育所の臨時職員、パート職員、それぞれ年間臨時職員が46名、それからパート職員が38名ということで、かなりの金額が臨時・パート職員に頼るところが多いというところがございます。

給料に比較してということですが、トータル的には給料の方が多いんですが、ここでは、すみません、給料は一月分、3月分のみでございまして、賃金の方が2月3月と二月分になっている関係で、比較して7節が大きいということになっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 森本議員さんのご質問で、水防費の中の備品購入費ですけれども、2つございまして、一つは発電機整備事業、これは自主防災組織に備えつけるものです。もう一つは、新改分団、これは非常備ですけれども、こちらの方に小型動力ポンプ積載車を整備するようになっております。これは、両方とも電源立地対策交付金事業として実施をいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

28番、前田泰祐君。

○28番（前田泰祐君） 96ページの4目になるかと思いますが、4目の19節にございます、これまで福祉タクシーというのが随分、うちの方でも走っておりましたが、物部、香北の方でも走っておるんじゃないのかと思いますが、今度、そこの補助を受けておった方から、これが「やまると言うた」というて、大変心配をして困ったというふうな話がありました。

しかし、よく内容を見てみると制度が変わって、何か別の事業でこれの方を担うというふうな話もお聞きをしたわけですが、今回ここに通院タクシー料金助成事業の補助金というのと、通院バスというのがございますが、これは病院へ行くときだけの補助金という意味ではなかろうかと思いますが、これの通院するタクシーの料金、上限もなければ、これは何ぼでも出すわけにはいかんわけでしょ、補助金だから、助成金だから。そのところのどういうふうなシステムで支払いというか、助成するのかということ。

これを受けられる資格というのは、年齢的なこともあるでしょうから、そのところをお聞きしたいんですが。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、法光院昌一君。

○福祉事務所長（法光院昌一君） 福祉事務所長の法光院です。お答えいたします。

現在、旧の3町村で、それぞれこうした応援をしてきたわけですが、3月中は引き続き同じ形で応援をします。そして、18年度からは通院タクシー、通院バスというふうな事業に整理をする予定になっております。

これを利用される方につきましては、70歳以上の高齢者、また障害者、条件はございますけれども障害者を対象にいたしております。

回数は、24回ということで、片道24回、往復12回というふうな内容になっております。

タクシー、バス、両方とも24回ずつやれるのかということのお尋ねをされた方もいるんですけども、片方が10回であれば残りは14回というふうに、合わせて24回ということで抑えさせていただいております。

それから、この制度は、タクシーを利用した場合はですね、1,000円はまず引かせていただきまして、残りの金額の2分の1ということになっております。さらに、大変遠いところからの場合も、もっと大きい金額になりますので、これは最大、助成をしましても3,000円までということで抑えさせていただいております。

目的は、通院ということに限らせていただいておりますけれども、今後、利用の状況などを見ながら住民の皆さん方のご意見などもいただきながらですね改善を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 暫時、時間の延長をします。

ほかに。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 53ページの5節公立小・中学校の耐震の関係ですけれども、これは今までも旧土佐山田町でも、いろいろとお話されてきたんですけど、これはどこを計画しているのかということと、これで大体全体に終わるのか。まだ、後々続いてやらないかん小・中学校があるのか、その点、よろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長、福島勇二君。

○教育次長（福島勇二君） 片岡議員のご質問にお答えいたします。

16年度には、旧土佐山田町の小学校は、すべて終わりました。17年度、今年は今、鏡野中学校を調査をしております。その分の金額でございます。18年度に第2次診断と、それから補修の実施設計の金額を予算を計上しましたけれども、1校だけの第2次診断の分だけが予算化されております。まだ以降につきましては、また補正なりで対応していただくようお願いをしたいと思っております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

20番、久保信彦君。

○20番（久保信彦君） 119ページの節でいえば、15節、このダム周辺環境整備事業、これは既に決まっておるかと思います。どこなのか、お伺いしたいと思います。

それから、同じですけれども、同じところの123ページ、ここにも工事請負費として528万8,000円載ってますが、この場所をお聞きしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 久保議員さんのご質問に、2点、お答えいたします。

まず、119ページの分ですけれども、このダム周辺環境整備事業につきましては、べふ峡温泉施設送水管索道添架用つり金具取りかえ工事に伴う経費でございます。

それと、123ページの香北町の分ですけれども、これは美良布地区環境整備工事、これは商店街の側溝の工事というふうに承知をしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 15番、門脇二三夫君。

○15番（門脇二三夫君） 15番、門脇ですが、111ページ、5款の農林水産事業費、農業費の中ですね農業振興費の中で19節負担金、補助金及び交付金というふうになってます。レンタルハウス整備事業の補助金ですが、1,938万5,000円、これは対象農家数、品目、面積がわかればひとつお願いをしたいというのと、今、農産物が過去、直近の5年間で17%下落をしてます。そうすると、今後、そういう一つの農業生産拡大のためには、こういった事業が必要だと、今後の見通しがもしわかれば結構ですが、お聞かせ願えたらと思います。

○議長（西村芳成君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） ご質問の111ページの農業振興費の補助金のレンタルハウスの件でございますが、対象農家は5戸でございます。この金額が土佐山田町の4件と香北町1件、4件については3月に支払予定でございます。

対象面積については、100アールぐらいの数字だったと記憶しております。

それともう1点、今後についてはですね、農業振興の中でレンタルハウスの位置づけを県の方と各市町村との話の中で施設減税に特化してもという話もされてます。ただ、継続の見通しは、まだ残されておりますので。

○議長（西村芳成君） ほかに。

10番、依光美代子君。

○10番（依光美代子君） 10番、依光です。

100ページの保育園費の中の11節の職員給食材料費が103万8,000円とあります。これ、一人当たり幾ら徴収しているのか。また、それとあわせてですが、65ページにこの分が入として雑入で保育園職員給食費個人負担金65万2,000円とあります。ここで入と出を見ると38万円ぐらいの差があるんですね。きちんとは、なかなかいけ

ないでしょうから、これ1ヵ月で計算すると、1年間にすると460万円ぐらいの財源を投入、余分にするというような形になってるんですけど、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） お答えいたします。

100ページの11節職員給食材料費1人当たりの単価ですが、旧山田が一月4,635円、それから旧香北は2園ございますが3,500円、それから、旧物部3,000円となっております。

それから、入と出が違いますのは、当初予算であれば当然、入・出がそろうわけですが、残り3月の予算でして、いただいておるけど、まだよう買っていないというもんもあったりすると思いますので、今の段階では、あっていないと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、依光美代子君。

○10番（依光美代子君） 10番、依光です。

そしたら今後ですけど、その3町村の価格がばらばらですよ。18年度からは、どういようにやられるおつもりでしょうか。

○議長（西村芳成君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） 18年度におきましては統一しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

28番、前田泰祐君。

○28番（前田泰祐君） 先ほどちょっと関連したことで、福祉事務所長さんにちょっとお願いと申しますか、要望しておきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 前田議員、要望ではなく、予算書に基づいてやってください。

○28番（前田泰祐君） 96ページの先ほど申しました福祉タクシーの助成金のことでございますが、住民が大変心配されてですね、まだ把握してないと、これはどういうことかわるのかということで大変心配しておるわけで、なくなるということが非常に念頭にあるわけですから、そここのところがこういうようになりますよ、こういう補助金が、行政サービスがありますよということを対象者に知らせていただきたいということですが、いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、法光院昌一君。

○福祉事務所長（法光院昌一君） 制度が改正されるに当たりましては、既に土佐山田町の中でお知らせをしておるわけですけども、その点について、まだ徹底していないのではないかというお話でございましたので、今後、そのあたりの状況をですねいま一度把握をして考えてまいりたいと思います。

大変、十分な答えになっていないかもしれませんが、状況を調査させていただき

たいと思います。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 36ページの使用料及び手数料の款で目が5番の商工使用料の中で別府森林総合利用施設使用料で911万5,000円という金額が、119ページです。13節委託料で同額が委託料で支払われると。そして、この下にですねべふ関係の温泉関係の、いろんな工事費等が委託料から含めて工事費請負費があるわけですが、今後でもですねこういう形になっていくのか、会計処理上の、ということのわけです。

べふ温泉は指定管理者になったわけですね。指定管理者になった場合はですね、すべて本来、指定管理者そのものの経営にゆだねていくわけですが、こういう使用料そのものが1回、市のお金に入って、またそれから委託料で出ていくというやり方の会計処理をするのか、その辺はどうでしょうか。

それと同時に、べふ温泉、この関連の、ずっといろんな事業をやりますが、これで本年度だけで終わるのかどうか。また、平成18年度にもあるのかどうかをお願いします。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、萩野泰三君。

○物部支所長（萩野泰三君） 物部支所長の萩野でございます。お答えいたします。

ただいまのご質問ですが、条例上ですね、べふ温泉の料金については使用料で計上してございます。ということは、村の施設の条例で使用料で計上してございますので、一たん料金等は市の方に入れていただいて、それから委託料で支払うということにしております。

それから、施設整備等につきましては、本年度計上してございます以外に台風等による被害等、修繕等がなければ今後の計画は予定しておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

2番、山崎眞幹君。

○2番（山崎眞幹君） 幾つかお尋ねをします。

まず、52ページの商工費県補助金の中での体験型観光推進事業補助金、これはどういう事業をやる予定なのか。

次にですね、74ページ、備品購入費のところでも市旗の下にタイムレコーダーがありますが、これは買いかえなのか、新しく買って、どこかに、今までなかったところに置くつもりなのかお尋ねをしたいと思います。

そして、113ページ、開発センターの中で備品購入費、音響機器とありますけれども、これはどういう機器を購入予定なのかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 総務課長の鍵山です。

74ページのタイムレコーダーでございますが、これにつきましては、もともと土佐山田町におきましては保育所が導入されてなかった。それから、物部村は本所も含めて導入

されてなかったということで、組合との話し合いをさせていただきまして、3月1日から全市、保育所も含めて、学校の教育現場は除きまして導入するということで、合計12台。山田の保育園8園とですぬ物部の方に4台ということで導入をいたしました。

以上です。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 商工観光課長、高橋です。

奥物部体験型観光事業の件についてお答えいたします。

物部村で事業を行っておりまして、300万円ですが、体験型観光指導者の育成、並びに体験型観光プログラムの作成、観光客受け入れのためのモニターツアー、体験型観光プログラム紹介パンフレット等の製作にこの事業が使われています。

17年5月18日から18年3月末日をもっての事業で補助事業となっています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 農政課長の宮地でございます。

113ページ、開発センター費の備品購入費でございますが、この音響機器については、今、ご存じでしょうか、教育委員会に入ってる開発センターの、ホールの方の音響施設がもう30年ぐらいたってます。老朽化によって、もう修理もできてますので、備品購入できておりますので、もう支払いは間もなく行います。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

20番、久保信彦君。

○20番（久保信彦君） 103ページの一番上で生活保護総務費です。これは、300万円弱組んでおりますが、例えば年齢にもよろうかと思えますけれども、夫婦と子ども2人、収入がないものとして幾らになるのか、この点、お伺いします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、法光院昌一君。

○福祉事務所長（法光院昌一君） 扶助費についてでございますけれども、大変申しわけないんですけども、今、始まったばかりでございますまして、そうした標準的なものと、こういうお話ですけども、まだ十分承知ができてないような状況です。これにつきましては、時間がいただけますなら後ほどでも報告をさせていただきますけれども。

○20番（久保信彦君） 後で構いません。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

「なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

追加日程第16、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 9ページですね、これはどういう処理が一番いいのかわかりませんが、繰入金が一般会計との関係で、一般会計の繰り入れは2,302万6,000円になっているわけです。ところが、ここの金額は2,232万6,000円になっていると、70万円で、これは多分、歳計剰余金の取り扱いの金額がずれてると思うんですけど、その辺の整合性は、どうしてかなというのが第1点です。

あともう一つはですね、12ページの13節の委託料で弁護士の委託料を130万円組んでますが、これはどういう内容なのか。下にですね任意競売から含めて支払催促等いろいろあるわけですので、法的措置を計画してると思いますが、その130万円の内訳がわかればお願いします。

承認2の131ページの新築資金の繰入金がですね2,302万6,000円になってる。ところが、9ページの中では2,232万6,000円と、その数字の違いは歳計剰余金の扱いやと思うんですけど、ですから、そこの辺がどうなのかということです。

○議長（西村芳成君） 収納管理課住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） 歳計剰余金の取り扱いの関係だと思います。もう一度、確認をさせていただきます。

それから、この弁護士費用なんですけど、もう既に弁護士へ委託する訴訟につきまして、まだ訴訟はしておりませんが、弁護士に委託をしております。一応、一定金額ではなくて回収金額によるパーセントでいく関係がありますので、今予定している件数は3件（後に「5件」と訂正発言あり）でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 次にある簡易水道の関係で、歳計剰余金は入れてないんですよ。だから、その辺の整合性がどっちが正しいのかという。だから、本来なら歳計剰余金というのは、その特別会計上の剰余金やけど、一般会計から繰り入れという扱いはおかしいと思うわけで、だからその辺の一般会計は70万円違うという、この会計上の処理はどうしたのかという、財政課長が答えるべきなのか、ぜひその辺は精査して、調整していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（西村芳成君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 繰り入れ、繰り出しは基本的に合致するというのが基本的な考えやと自分も考えておりますけれども、今回どうしてそうなっているのか、ちょっと自分もわかりませんので、精査してみたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

「なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

次に、追加日程第17、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市簡易水道事業特別会計暫定予算。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 17ページの特別環境公共下水道からの配水管布設工事、布設替の工事が3,000万円のお金が入ってきてるわけですが、その関係で、ちょっとその中身をお願いしたいのと。

ちょっと私たちも初めてですので、五王堂簡水と大栃簡水の内容についてもお願いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長（佐々木寿幸君） まず、17ページの特環公共下水道に伴う配水管布設替工事からご説明いたします。これは、旧香北町分の下水道工事による補償という形です。主たる工事といたしまして、設計約300万円、工事2,400万円程度、合計2,700万円プラス事務費、その他の工事費になります。

主たる工事としましては、配水管、パイ100ミリメートル。補助対象の管が1,075.5メートル。起債単独管が310.7メートル、合計1,386.2メートルの布設がえでございます。

場所につきましては、国道195号南側で「アンパンマンミュージアム」より東側の地区の公共下水道に伴う布設替工事です。

続きまして、五王堂簡易水道基幹改良工事、五王堂と申しますのは、大栃より左の方へ入っていったところ、約20分程度入っていったところでございますが、五王堂、こちらの事業につきましては国庫補助事業と起債事業を含めて事業としております。この中身につきましては、送水管、ポリエチレンパイプWET管といいますが、ポリエチレンパイプでパイ50ミリ、直径5センチの管が570メートル、パイ75が32メートル。ろ過施設、2.5トンのろ過施設が1基、及び附帯工からなっております。

また、この補助対象につきましては、国庫補助事業でございまして、3分の1が国庫補助対象となっております。残り、補助残につきましては、簡水債及び過疎債、それを充当しての事業となっております。

次に、大栃簡易水道配水管移設工事でございますが、場所につきましては国道195号で大栃の手前に小さいトンネルがございますけれども、その手前の辺だにご理解ください。こちらにつきましては鋼管、鉄の管でございますが、パイ75及びパイ50の配水管、いわゆる各家庭へ配る管でございます。こちらの方、264.4メートルの施工をしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

次に、追加日程第18、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市公共下水道事業特別会計暫定予算。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 18ページの22節に3,463万2,000円で市上水道移設補償費というのを組んでますけど、その中身を、それから水道事業会計との絡みの処理はどうなるのか。

○議長（西村芳成君） 下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） 下水道課長、久保です。

笹岡議員さんのご質問にお答えします。

18ページの22節の市上水道移設補償費でございますが、これは土佐山田町の下水道の工事にかかります水道の切り増し工事に対します補償費で、上水道会計へ支払います。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

「なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

追加日程第19、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 15ページの下水道総務費の下水道加入促進奨励金というお金の支出を伺います。

○議長（西村芳成君） 下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） 下水道課長、久保でございます。

山崎議員さんのご質問にお答えします。

15ページの8節報償費、下水道加入促進奨励金でございますが、これは旧香北町の17年度工事が完成しまして、3月1日に供用開始しました。1年目ですと、香北町は報償金を5万円支払うようになっております。2年目は、ちなみに4万円、3年目が3万円というふうになっておりまして、1年目の5万円の10戸を想定しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

2番、山崎眞幹君。

○2番（山崎眞幹君） 13節の委託料で水質検査委託料が216万円という、随分かかるなという、これは毎年かかるのか、それとも何か特別な事情があつてそうなのか。

○議長（西村芳成君） 下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） 下水道課長、久保です。

山崎議員さんのご質問にお答えします。

15ページ、13節委託料の中の水質検査委託料でございますが、これは太郎丸にございます美良布クリーンセンターの流入と流出の水質検査を年間通して1ヵ月に2回してお

ります。その2回分の総支払分が216万9,000円でございます。支払分のみです。
以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 1点だけ、ちょっと教えていただきたいんですが、国庫補助金がですね、12ページは6,400万円になっておるわけですが、この事業の関係での内訳で16ページでは国庫支出金の場合は3,063万9,000円になってるわけです。その数字的な違いは何なのかということです。

特定財源のところのですね金額が歳入の方の金額と合わないわけですけど、それはどうしてかなというのが。

○議長（西村芳成君） 下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） 下水道課長、久保でございます。

笹岡議員さんのご質問にお答えします。

国庫補助金の特定財源の収入の欄と歳出の欄の特定財源が違うというご質問でございますが、歳入は年間通しての補助金の申請額でありまして、歳出に計上している額は、この歳出に伴う国庫支出額でありますので、その差は出てくると思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 34番、西山 武君。

○34番（西山 武君） 15ページの先ほど答弁のありました下水道加入促進奨励金ですが、来年度以降はどうか、お願いします。

○議長（西村芳成君） 下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） 下水道課長、久保です。

西山議員さんのご質問にお答えします。

来年度以降の下水道加入促進奨励金という、来年以降はどうなるかというご質問でございますが、条例にうたっておりますとおり、供用開始後1年目は5万円、2年目は4万円、3年目が3万円というふうになっておりまして、下水道はご存じのとおり3年以内に加入しなくてはならないわけでございますので、来年以降も続きます。

○議長（西村芳成君） 34番、西山 武君。

○34番（西山 武君） それは香美市全域ですか。

○議長（西村芳成君） 下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） それは、旧香北町が施工しております特定環境保全公共下水道事業のみです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 33番、宮地盾騎君。

○33番（宮地盾騎君） 今の15ページの報償費の50万円ですけれども、18年度も引き続き継続されるということでございますが、現在、旧の山田町におきましても公共

下水道の工事をし、下水道への加入が非常に進捗率も悪いという状況の中で貸付金等の政策もしておりますけれども、その方でも進捗の状況がよろしくないということでありますので、こういう奨励金制度等をするのであれば、同じ下水道の中で統一した奨励金を出し、促進をする必要がありはしないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） 下水道課長、久保です。ご質問にお答えします。

公共下水道につきましては、旧土佐山田町で施工しております事業でございます、その加入負担金につきましては、前納報償金制度がございまして、20%の前納報償金を出すということになっておりまして、今、特定環境保全事業、旧香北町分につきましては、5万円、4万円、3万円というくくりで分けております。

将来についても、これでいきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 34番、西山 武君。

○34番（西山 武君） それは、ちょっとおかしいと思うんですよ。やはり、市になれば、今はそうあっても将来は同じ基準にしていくように考えるべきじゃないかと思うんですけれども、将来も担当課長がそういう方向でいくということを断言するというのは、おかしいと思います。

○議長（西村芳成君） 下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） ご質問にお答えします。

それぞれ事業が違いまして、公共下水道は負担金にしましても都市計画法の75条の負担金であり、特定環境公共下水道につきましては、地方自治法の224条という、受益者分担金でございまして、規模そのものも違いまして、今後につきましては先ほどの答弁を撤回しまして検討させていただきます。その辺は、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

「なし」という声あり

○議長（西村芳成君） ほかに質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

追加日程第20、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市老人保健特別会計暫定予算。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

追加日程第21、承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市国民健康保険特別会計暫定予算（事業勘定）

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 1点だけお尋ねしたいのですが、歳入のところの表でもお聞き

しますけれども、7款財産収入ですが、これは財産運用収入10万円となっておりますが、
どういう財産を運用して収入に至ったのか、それを1点だけお聞きします。4ページです。
歳入の表のところでお伺いしました。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） ご質問にお答えします。

基金の利息だと思っんですけども。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 13ページの国庫補助金のところで財政調整交付金のパーセン
テージがわかれば、大体何%、加味はしているのか。この、香美市としての、あるいは
出ればお願いします。

それから、18ページの4節の財政安定化支援事業繰入金の、この県が示す交付税1
00%の金額が何ぼになるのか、わかれば、総額でお願いします。

それから、あと19ページの財政調整基金繰り入れをやっていますが、これを繰り入れた
場合の後の残高をお願いしたいと思います。

とりあえず、それ、お願いします。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） お答えします。

財政調整交付金のパーセントについては、ちょっとまだわかりません、申しわけありま
せん。

それと、次に基盤安定繰入金ですけれども、3町村合わせて約9,500万円くらい、も
とのお金が9,500万円くらい。それで、割り戻しをした場合には約1億1,000万円
くらいになるのではないかと考えております。

それから、基金ですけれども、基金の残はまだちょっとわかりませんが、6億円
から7億円くらいが17年度末で、残りはしないだろうかと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

「なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

追加日程第22、承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年
度香美市介護保険特別会計暫定予算（保険事業勘定）。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） これもですね調整交付金がわかれば、大体、山田の場合は7%
ぐらいだったと思いますが、どれくらいかなというのがお願いしたいのと。

それからですね、17ページのもですね雑入で2,440万円の中身は何なのかと。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 笹岡議員の質問にお答えします。

大体、旧土佐山田町が7%ちょっとですので、ちょっとわかりませんが8%から9%ぐらいを、ちょっと多いかもしれませんが一応見込んでおります。

それと、17ページの雑入ですが、旧香北分が交付金等が多く先に入ってきたために黒字になった分です。香北町分の黒字になった分が約1,500万。それと16年度分の国と県の償還金が570万ぐらいです。ちょっと金額は多くなっておりますが、香北町分の見込み違いでちょっと金額が多くなっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

「なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

暫時、休憩をいたします。

（午後 4時42分 休憩）

（午後 4時55分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

会議に入る前に訂正の発言が出ておりますので、許可いたします。

収納管理課住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） 収納管理課住宅新築資金担当参事の奥宮です。

先ほど、笹岡議員さんへの答弁の中で弁護士への委託なんですが、「3件」を「5件」と訂正させていただきます。

3件につきましては、まだ訴訟はしておりませんが準備段階でございます。これはそのままですが、あと2件、残債務の一括償還を求める支払督促を既に申し立てしております。この件につきましては、債務者からも一括償還に対する異議申し立てがございまして、高知地方裁判所での通常訴訟に先日移行しました。議会の方で、この件につきましては後日報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 議会事務局長、松浦良衛君。

○議会事務局長（松浦良衛君） 申しわけございません。議会運営委員会の委員名簿をお配りをいたしました。追加で、笹岡議員の議席番号が「10番」となっておりますが、これは「12番」に訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） これより、議事に入ります。

追加日程第23、承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市水道事業会計暫定予算。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番(笹岡 優君) 先ほどのですね下水道の関係で市上水道の移設補償費が3,463万2,000円ありましたが、この水道事業会計との関係での整合性はどうなるのかなという点をお聞かせ願いたいと思います。

今回、9ページにある一般他会計からの負担金では754万3,000円しか入ってませんので、その辺の整合性をですねお願いしたいと思います。

○議長(西村芳成君) 水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長(佐々木寿幸君) 笹岡議員のご質問にお答えさせていただきます。

承認5-18にございました3,463万2,000円、上水道事業に対する補償につきましては、工事が1月末に完了しております、2月に水道課としての請求を行っております。これにつきましては、旧土佐山田町分の2月末の打ち切り精算の時点で未収金としての処理を行っておりますので、今回の暫定予算には計上しておりません。

以上です。

○議長(西村芳成君) ほかにありませんか。

「なし」という声あり

○議長(西村芳成君) ほかに質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

追加日程第24、承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについて、平成17年度香美市工業用水道事業会計暫定予算。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

20番、久保信彦君。

○20番(久保信彦君) 今、加入しておるのは1件だと思いますけれども、今後、どれくらい加入の予想をですね見込んでいますか。

○議長(西村芳成君) 水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長(佐々木寿幸君) 現在のところでございますけれども、現在、企業が1企業、現在建設中ございまして、4月には供用開始にかける予定でございます。

そのほか、せんだって新聞にも載っておりましたけれども、あと1事業者が入ってくるという予定ございまして、現在のところ2業者がほぼ確定というふうな形になっております。

以上です。

○議長(西村芳成君) ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(西村芳成君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

追加日程第25、承認第12号 専決処分事項の承認を求めることについて、町の区域の新設及び字の名称の変更について。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

追加日程第26、承認第13号 専決処分事項の承認を求めることについて、香美市指定金融機関の指定について。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 指定金融機関の場合の今後の通帳関係です。土佐山田町の場合はですね、四国銀行ですべて歳入、入ってくるものを含めて一本の通帳でやってたわけですが、今後はどうなるのかどうか。

結局、これまで指定金融機関であった、同じ四国銀行であったと思うんですけど、そうやってきた場合、3冊の通帳がありますよね。そういうのを含めて、すべて入も出も全部一本の通帳として口座で管理するのかどうか、その辺はどうなっているのかを含めてですねお願いしたいです。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） その件につきましては、収入役職務代理という形で、今、指定をして切りかえております。一本です。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

「なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

追加日程第27、承認第14号 専決処分事項の承認を求めることについて、公平委員会の事務の委託について。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 旧3町村の公平委員会に調停等を申し立てた実績はあるのかどうか、ありましたら。

○議長（西村芳成君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 総務課長の鍵山です。

実績についてはですね、ちょっと把握はしておりません。旧土佐山田町で平成17年度に不服の申し出をしておりますが、それが受理されたかどうかは確認をしてない、まだ報告がっておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

「なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。

これから、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、香美市の事務所の位置を定める条例ほか221件の条例の制定についてから、承認第14号 専決処分事項の承認を求めることについて、公平委員会の事務の委託についてまでの14件は、専決処分の承認案件でありますので、一括採決にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号から承認第14号までは、一括採決といたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、香美市の事務所の位置を定める条例ほか221件の条例の制定についてから、承認第14号 専決処分事項の承認を求めることについて、公平委員会の事務の委託についてまでの14件について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号から承認第14号までは、原案のとおり承認されました。

次に、追加日程第28、香南清掃組合議会議員の選挙についてを議題とします。

このことについては、このたびの香美市及び香南市の合併に伴い、香南清掃組合議会議員として、本市の議会から2人の議員を選任する必要が生じました。

香南清掃組合同規約第5条第1項第2号の規定では、組合の議員は組合を組織する自治体で南国市以外の市の市長、議長及び議会選出の者1人とされておりますので、選挙される議員は議長を除く1人であります。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選か投票のいずれにより行いますか。

「指名推選」という声あり

○議長（西村芳成君） ただいま、議員選挙は指名推選でとの発言がありましたので、選挙の方法は指名推選で行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により、指名推選に決定いたしました。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） それでは、香南清掃組合議会議員に、山本芳男君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました山本芳男君を香南清掃組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山本芳男君が香南清掃組合議会議員に当選されました。

ただいま、香南清掃組合議会議員に当選されました山本芳男君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知します。

次に、追加日程第29、香南香美衛生組合議会議員の選挙についてを議題とします。

このことについては、このたびの香美市及び香南市の合併に伴い、香南香美衛生組合議会議員として、本市の議会から3人の議員を選任する必要が生じました。

香南香美衛生組合同規約第5条第1項の規定では、組合の議員は組合を組織する関係市の助役、議会の議長及び議会により選任された議会議員それぞれ2人をもって組織するとされており、選挙される議員は議長を除く2人です。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選か投票のいずれかにより行いますか。

「指名推選」という声あり

○議長（西村芳成君） ただいま、議員選挙は指名推選でとの発言がありましたので、選挙の方法は指名推選で行うことにいたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

香南香美衛生組合議会議員は、山本芳男君、教育厚生副委員長である秋友偉嗣君、この2名を香南香美衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました山本芳男君と秋友偉嗣君が、香南香美衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま、香南香美衛生組合議会議員に当選されました山本芳男君と秋友偉嗣君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知します。

次に、追加日程第30、香南斎場組合議会議員の選挙についてを議題とします。

このことについては、このたびの香美市及び香南市の合併に伴い、香南斎場組合議会議員として、本市の議会から2人の議員を選任する必要が生じました。

香南斎場組合同規約第5条第2項の規定では、組合の議員は組合を組織する関係市の議会において選任された議員2人をもって充てるとされておりますので、選挙される議員は2人であります。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選か投票のいずれかにより行いますか。

「指名推選」という声あり

○議長（西村芳成君）　　ただいま、議員選挙は指名推選でとの発言がありましたので、選挙の方法は指名推選で行うことにいたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君）　　異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君）　　異議なしと認めます。

したがって、議長が決定することに決定しました。

香南斎場組合議会議員は、山本芳男君と議長の私、西村芳成を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました山本芳男君と西村芳成君を香南斎場組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君）　　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山本芳男君と西村芳成君が、香南斎場組合議会議員に当選されました。

ただいま、香南斎場組合議会議員に当選されました山本芳男君と西村芳成君が議場にお

られますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知します。

次に、追加日程第31、香南香美老人ホーム組合議会議員の選挙についてを議題とします。

このことについては、このたびの香美市及び香南市の合併に伴い、香南香美老人ホーム組合議会議員として、本市の議会から3人の議員を選任する必要が生じました。

香南香美老人ホーム組合規約第5条第1項の規定では、組合の議員は組合を組織する組合市の助役、議会の議長及び議会により選任された議会議員それぞれ2人をもって充てるとされておりますので、選挙される議員は議長を除く2人であります。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選か投票のいずれにより行いますか。

「指名推選」という声あり

○議長（西村芳成君） ただいま、議員選挙は指名推選でとの発言がありましたので、選挙の方法は指名推選で行うことといたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が決定することに決定しました。

香南香美老人ホーム組合議会議員は、山本芳男君、石川彰宏君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました山本芳男君と石川彰宏君を香南香美老人ホーム組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました山本芳男君と石川彰宏君が、香南香美老人ホーム組合議会議員に当選されました。

ただいま、香南香美老人ホーム組合議会議員に当選されました山本芳男君と石川彰宏君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知します。

次に、追加日程第32、推薦第1号 香美市農業委員会委員の推薦についてから、追加

日程第32、推薦第4号 香美市農業委員会委員の推薦についてを一括議題とします。
お諮りします。

議会推薦の農業委員会委員については、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定で学識経験者を有する者4人以内とうたわれておりますので、4人と思いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員会委員は、4人とすることに決定しました。

お諮りします。

推薦第1号から推薦第4号までは人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第4項第2号の規定により、質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会申し合わせ事項の規定により、質疑・討論を省略することに決定しました。

それでは、推薦第1号から推薦第4号 香美市農業委員会委員の推薦についてを採決をいたします。

推薦予定者の坂本 節君、森安 正君、原 心一君の3氏が議場におられますので、地方自治法第117条の規定により、退席を求めます。

（原 心一君、坂本 節君、森安 正君、退席）

○議長（西村芳成君） まず、推薦第1号 農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による議会推薦の農業委員会委員に香美市物部町仙頭1351番地 坂本節君を推薦することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。

全員賛成であります。

したがって、坂本 節君を推薦することに決定いたしました。

次に、推薦第2号、同じく議会推薦の農業委員会委員に香美市香北町清爪10番地の1 森安 正君を推薦することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） ありがとうございました。

全員賛成であります。

したがって、森安 正君を推薦することに決定いたしました。

次に、推薦第3号、同じく議会推薦の農業委員会委員に香美市土佐山田町1683番地

の 2 原 心一君を推薦することに賛成の方は、起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。

全員賛成であります。

したがって、原 心一君を推薦することに決定いたしました。

それでは、3人の農業委員会委員の被推薦者の諸君は、入場してください。

(原 心一君、坂本 節君、森安 正君、着席)

○議長(西村芳成君) 坂本 節君、森安 正君、原 心一君にお知らせいたします。

諸君を議会推薦の香美市農業委員会委員に推薦することに決定をいたしました。よろしくお願いいたします。

次に、推薦第4号 農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による議会推薦の農業委員会委員に香美市香北町西川乙2347番地、宗石和彦君を推薦することに賛成の方は、起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。

全員賛成であります。

したがって、宗石和彦君を推薦することに決定をいたしました。

追加日程第33、推薦第5号 香美市広報委員会の議会広報部会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

議会推薦の広報部会委員については、昨年9月の定例会で各町村から2人ずつの委員を選任していただき、過日、2月8日に開催しました3町村合同の議員協議会の際にも協議、確認をいただきましたように、議会独自で議会だよりを編集・発行することにしました。

そこで、条例第15号として香美市広報委員会設置条例が制定され、その一分野として香美市議会広報に関する事務を掌握するため議会部会の編集委員を推薦する必要があります。

お諮りします。

推薦第5号は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第4項第2号の規定により、質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営申し合わせ事項の規定により、質疑・討論を省略することに決定しました。

それでは、推薦第5号 香美市広報委員会の議会広報部会委員の推薦についてを採決いたします。

ここで、被推薦者の岡村優一君、島岡信彦君、爲近初男君、小松紀夫君、利根健二君、

森本珠城君の6氏が議場におられますので、地方自治法第117条の規定により退席を求めます。

(岡村優一君、島岡信彦君、爲近初男君、小松紀夫君、利根健二君、森本珠城君 退席)

○議長(西村芳成君) 推薦第5号 香美市広報委員会設置条例の規定に基づく香美市議会広報を掌握する議会部会の委員にお手元に配付してあります名簿に記載のように、香美市香北町西川甲1489番地1 岡村優一君、香美市土佐山田町宝町1丁目4番1号 島岡信彦君、香美市物部町神池1947番地 爲近初男君、香美市香北町美良布1444番地6 小松紀夫君、香美市土佐山田町西本町3丁目1番24号 利根健二君、香美市物部町柳瀬1301番地 森本珠城君を推薦することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

6人の議会部会の議員の諸君は、入場してください。

(岡村優一君、島岡信彦君、爲近初男君、小松紀夫君、利根健二君、森本珠城君 着席)

○議長(西村芳成君) 岡村優一君、島岡信彦君、爲近初男君、小松紀夫君、利根健二君、森本珠城君にお知らせします。

諸君を広報委員会の議会部会の委員に推薦することに決定をいたしましたので、よろしくお願いいたします。

以上で、今議会に付された事件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

(11番、片岡守春君が挙手をする)

○議長(西村芳成君) 議事進行?

○11番(片岡守春君) 議事進行。

○議長(西村芳成君) はい。

○11番(片岡守春君) 今組合議員の選挙について、一人の人が幾つも役職持ったんじゃが、これは旧土佐山町の議会の中でも非常にこの組合に出る人が年末とか年度末とか、そういうときにはダブって、会議でもね、もうかけ持ちになるということが議会の中でも訴えられた経過がありますけど、これは何ですか、今後こういうことの心配としては議長さんの方はないんですか。お尋ねしますけど。

○議長(西村芳成君) 議決をされたことでありますけど、せっかくのご意見ですので。この我々の議会は9月23日まででありますので、その後については新しい議会で選出された方に選任された方に決めていただかないとですね、これからのことを我々で決めるわけにはいきませんので、今回についてはこういった方向でご承認賜りましたので、その方向でやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

平成18年第1回香美市議会臨時会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会は、香美市となって初めての議会でございます、また1日間という限られた時間でございます。皆さん方、議員各位のご協力により、議会の組織の決定や議員発議による議会の会議規則の制定等についてご決定を賜りました。

また、市長職務執行者より提出されました専決処分事項14件につきましても、原案どおり承認をされました。

議会運営に格段のご協力を賜りまして、スムーズな運営ができ、ここに閉会できますことを厚くお礼を申し上げます。

議員各位に心から感謝を申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

なお、9日より定例会がありますので、ご出席賜りますようお願いを申し上げまして、言葉は足りませんが、閉会に当たりごあいさつといたします。

ここで、市長職務執行者 野島民雄氏からごあいさつがあります。

香美市長職務執行者、野島民雄君。

○市長職務執行者（野島民雄君） ごあいさつを申し上げます。

執行部の方からご提案を申し上げました、それぞれの承認議案、原案のとおりお認めをいただきましたことに対しまして、まず心から感謝を申し上げたいと存じます。

今後、執行に当たりましては、全職員とともに、忠実にこれを遂行いたしまして、皆様方のご期待に添えるように努力をしなければならないと、このように考えておるところでございます。

議員各位におかれましても、なお今後ともご協力のほどをお願いを申し上げまして、大変簡単でございますけれど、一言申し添えましてごあいさつにかえさせていただきます。

お疲れのことであろうかと思えます。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） これをもって平成18年第1回香美市議会臨時議会を閉会いたします。

（午後 5時27分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

臨時議長

署名議員

署名議員

平成18年第1回

香美市議会臨時会会議録

【卷末掲載文書】

平成18年3月6日 開 会

平成18年3月6日 閉 会

香 美 市 議 会

発議第 1 号

香美市議会会議規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条の規定により提出します。

平成 1 8 年 3 月 6 日 提出

提出者 香美市議会議員 原 心一

賛成者 香美市議会議員 石川 彰宏

賛成者 香美市議会議員 大石 綏子

賛成者 香美市議会議員 山本 芳男

賛成者 香美市議会議員 島岡 信彦

香美市議会議長 殿

香美市議会会議規則

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条—第13条）
- 第2節 議案及び動議（第14条—第19条）
- 第3節 議事日程（第20条—第24条）
- 第4節 選挙（第25条—第33条）
- 第5節 議事（第34条—第48条）
- 第6節 秘密会（第49条・第50条）
- 第7節 発言（第51条—第66条）
- 第8節 表決（第67条—第77条）
- 第9節 会議録（第78条—第83条）

第2章 委員会

- 第1節 総則（第84条—第88条）
- 第2節 審査（第89条—第105条）
- 第3節 秘密会（第106条・第107条）
- 第4節 発言（第108条—第119条）
- 第5節 委員長及び副委員長の互選（第120条・第121条）
- 第6節 表決（第122条—第132条）

第3章 請願（第133条—第140条）

第4章 辞職及び資格の決定（第141条—第145条）

第5章 規律（第146条—第154条）

第6章 懲罰（第155条—第161条）

第7章 議員の派遣（第162条）

第8章 補則（第163条）

附則

第1章 会議

第1節 総則

（参集）

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

(宿所又は連絡所の届出)

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(議席)

第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午前9時から午後4時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 会議の開始は、議長の定める方法で報ずる。

(休会)

第10条 市の休日は、休会とする。

2 議会は、議事の都合その他必要があるときは、議決で休会とすることができる。

3 議長が、特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 議長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条（議員の請求による開議）第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 議長は、開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、延会を宣告することができる。

2 議長は、会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 議長は、会議中定足数を欠くに至ったときは、休憩又は延会を宣告をする。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場の設けられている施設内に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に文書又は口頭をもって行う。

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出するときは、案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、議長に提出しなければならない。

2 前項に規定するもの以外のものについては、案を備え、理由を付け、賛成者3人以上(発議者を含む。)とともに連署し、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に3人以上(発議者を含む。)の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し、議長に提出しなければならない。

2 前項に規定するもの以外のものについては、案を備え、賛成者3人以上(発議者を含む。)が連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 議長は、他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、表決の順序を定める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 提出者が、事件を撤回し又は訂正し及び動議を撤回するときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった事件の撤回又は訂正及び動議の撤回については、議会の承認を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3節 議事日程

(日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長は、必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、討論を用いずに会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議長は、議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終了しなかったときは、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議長は、議事日程に記載した事件の議事を終了したときは、散会を宣告する。

2 議長は、議事日程に記載した事件の議事が終了しない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、討論を用いずに会議に諮って延会することができる。

第4節 選挙

(選挙の宣告)

第25条 議長は、議会において選挙を行うときは、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることはできない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 議長は、投票による選挙を行うときは、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 議長は、投票を行うときは、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を点検させなければならない。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終了したと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了

を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第33条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期の間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5節 議事

(議題の宣告)

第34条 議長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第136条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 提出者の説明又は委員会の付託は、討論を用いずに会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とする。

(委員長の報告及び少数意見の報告)

第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決定する。

3 第1項の規定による報告は、討論を用いずに会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第40条 議長は、修正案が提出された場合、委員長の報告及び少数意見者の報告が終了したとき又は委員会の付託を省略したときは、修正案の説明をさせる。

(委員長の報告等に対する質疑)

第41条 議員は、委員長及び少数意見を報告した議員に対し、質疑をすることができる。

2 議員は、修正案の提出者及び説明のための出席者に対し、質疑をすることができる。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終了したときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第43条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査の期限)

第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再付託)

第46条 議会は、委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第47条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(除斥議員の傍聴禁止)

第48条 除斥されている議員は、議会を傍聴することができない。

第6節 秘密会

(指定者以外の退場)

第49条 議長は、秘密会を開く議決があったときは、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第50条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第7節 発言

(発言の許可等)

第51条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡易な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の要求)

第52条 会議において発言しようとする者は、挙手又は起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。

2 議長は、2人以上が挙手又は起立して発言を求めたときは、先に挙手又は起立したと認める者から指名して発言させる。

(討論の方法)

第53条 議長は、討論については、最初に反対者を発言させ、次に賛成者を発言させ、賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言及び討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終了した後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終了するまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第55条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を越えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第56条 質疑は、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第57条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第58条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議長は、議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終了しなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第60条 議長は、質疑又は討論が終了したときは、その終結を宣告する。

2 議員は、質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 議長は、質疑又は討論終結の動議については、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第61条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第62条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

3 質問の順序は、議長が定める。

4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(緊急質問等)

第63条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 議長は、前項の同意については、討論を用いなくて会議に諮らなければならない。

3 議長は、第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第64条 質問については、第56条(質疑の回数)及び第60条(質疑又は討論の終結)第1項の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。

第 8 節 表決

(表決問題の宣告)

第 67 条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第 68 条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第 69 条 表決には、条件を付けることができない。

(挙手又は起立による表決)

第 70 条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を挙手又は起立させ、挙手又は起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が挙手又は起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第 71 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 3 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 議長は、同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第 72 条 記名投票を行う場合には、自己の氏名を併記し、問題を可とする議員は賛成と、問題を否とする議員は反対と投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第 73 条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第 74 条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第 27 条（議場の出入口閉鎖）、第 28 条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第 29 条（投票）、第 30 条（投票の終了）、第 31 条（開票及び投票の効力）、第 32 条（選挙結果の報告）第 1 項及び第 33 条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。

(表決の訂正)

第 75 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第 76 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。議長は、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 3 人以

上から異議があるときは、議長は、挙手又は起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って決める。

3 議長は、修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 会議録

(会議録の記載事項)

第78条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会の報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認められた事項

2 議事は、議長の定める方法により記録する。

(会議録の配布)

第79条 会議録は、関係者に配布することができる。

(会議録の公開)

第80条 会議録の公開は、香美市情報公開条例(平成18年香美市条例第13号)による。

(会議録に掲載しない事項)

第81条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第82条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第83条 会議録の保存年限は、永年とする。

第2章 委員会

第1節 総則

(議長への通知)

第84条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(欠席の届出)

第85条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第86条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(会議の開閉)

第87条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第88条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

第2節 審査

(議題の宣告)

第89条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第90条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第91条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(審査順序)

第92条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

(先決動議の表決順序)

第93条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第94条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(委員の議案修正)

第95条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第96条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第97条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第98条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第99条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が、法第109条の2第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(委員の派遣)

第100条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(議事の継続)

第101条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(少数意見の留保)

第102条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した議員が、その意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長

を経て議長に提出しなければならない。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第103条 委員会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

(委員会報告書)

第104条 委員会は、事件の審査又は調査を終了したときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第105条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、議長に申し出なければならない。

第3節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第106条 秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第107条 秘密会の議事の記録は公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第4節 発言

(発言の許可)

第108条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第109条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第110条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第111条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第112条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終了した後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終了するまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第113条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いずに会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第114条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 委員長は、議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第115条 会議の中止又は休憩のため発言が終了しなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第116条 委員長は、質疑又は討論が終了したときは、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 委員長は、質疑又は討論終結の動議については、討論を用いずに会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第117条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第118条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の朗読)

第119条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第120条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第121条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第1章第4節の規定を準用する。

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第122条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第123条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第124条 表決には、条件を付けることができない。

(挙手又は起立による表決)

第125条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を挙手又は起立させ、挙手又は起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が挙手又は起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第126条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第127条 記名投票を行う場合には、自己の氏名を併記し、問題を可とする議員は賛成と、問題を否とする議員は反対と投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第128条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第129条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

(表決の訂正)

第130条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第131条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手又は起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第132条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いずに会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第133条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

4 請願者が請願書(会議の議題になったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第134条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、請願者某ほか何人と記載するほか、その件数を記載する。

(請願の委員会付託)

第135条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の委員会出席)

第136条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(紹介議員の取消し)

第137条 議会に提出した請願について、これを紹介した議員がその紹介の取消しをするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった請願に対する紹介の取消しについては、議会の承認を得なければならない。

(請願の審査報告)

第138条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びに、その処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第139条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第140条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第4章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第141条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いずに会議に諮ってその許否を決定する。

3 議長は、閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第142条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(資格決定の要求)

第143条 法第127条第1項の規定による、議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて、議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載し

た要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第144条 議会は、前条の要求については、第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第145条 議長は、議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第5章 規律

(品位の尊重)

第146条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第147条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第148条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第149条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第150条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第151条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第152条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(許可のない登壇の禁止)

第153条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第154条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

第6章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第155条 懲罰の動議は、文書をもって法第135条第2項に定める数の所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第50条(秘密の保持)第2項又は第107条(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第156条 懲罰については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第157条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第158条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第159条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第160条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第161条 議長は、議会が懲罰の議決をしたときは、公開の議場において宣告する。

第7章 議員の派遣

(議員の派遣)

第162条 法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第8章 補則

(会議規則の疑義)

第163条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決める。

附 則

この規則は、平成 1 8 年 3 月 日から施行する。

発議第2号

香美市議会委員会条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年3月6日 提出

提出者 香美市議会議員 原 心一

賛成者 香美市議会議員 石川 彰宏

賛成者 香美市議会議員 大石 綾子

賛成者 香美市議会議員 山本 芳男

賛成者 香美市議会議員 島岡 信彦

香美市議会議長 殿

香美市議会委員会条例

目次

- 第 1 章 通則（第 1 条—第 14 条）
- 第 2 章 会議及び規律（第 15 条—第 22 条）
- 第 3 章 公聴会（第 23 条—第 28 条）
- 第 4 章 参考人（第 29 条）
- 第 5 章 記録（第 30 条—31 条）
- 第 6 章 補則（第 32 条）

附則

第 1 章 通則

（常任委員会の設置）

第 1 条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

1 総務常任委員会 9 人

- （1） 総務課の所管に関する事務
- （2） 企画課の所管に関する事務
- （3） 財政課の所管に関する事務
- （4） 収納管理課の所管に関する事務
- （5） 防災対策課の所管に関する事務
- （6） 住民課の所管に関する事務
- （7） 税務課の所管に関する事務
- （8） 地籍調査課の所管に関する事務
- （9） 香北支所の所管に関する事務
- （10） 物部支所の所管に関する事務
- （11） 出納室の所管に関する事務
- （12） 消防の所管に関する事務
- （13） 選挙管理委員会の所管に関する事務
- （14） 監査委員の所管に関する事務
- （15） 土地開発公社の所管に関する事務
- （16） 他の常任委員会の所管に属しない事務

2 教育厚生常任委員会 8 人

- （1） 保険課の所管に関する事務
- （2） 福祉事務所の所管に関する事務

- (3) ふれあい交流センターの所管に関する事務
- (4) 健康づくり推進課の所管に関する事務
- (5) 学校教育課の所管に関する事務
- (6) 幼保支援課の所管に関する事務
- (7) 生涯学習課の所管に関する事務
- (8) 給食センターの所管に関する事務
- (9) その他教育委員会の所管に関する事務

3 産業建設常任委員会 8人

- (1) 農政課の所管に関する事務
- (2) 商工観光課の所管に関する事務
- (3) 建設都計課の所管に関する事務
- (4) 下水道課の所管に関する事務
- (5) 環境課の所管に関する事務
- (6) 林政課の所管に関する事務
- (7) 水道課の所管に関する事務
- (8) 農業委員会の所管に関する事務

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の前日30日以内に行うことができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、9人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の前日に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(特別委員会の設置)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第7条 議会は、議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、直ちに資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会を設置するものとする。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、議会の議決により決定する。

3 前項に規定する委員の任期については、当該資格審査及び懲罰事犯に係る事件が議決し

た時点までとする。

(委員の選任)

第8条 常任委員会委員、議会運営委員会委員及び特別委員会委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（常任委員の任期）第3項の例による。

(委員長及び副委員長)

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにいないときの互選)

第10条 委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理及び秩序保持権)

第11条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第12条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長の辞任)

第13条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第14条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。

第2章 会議及び規律

(招集)

第15条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

（表決）

第17条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

（委員長及び委員の除斥）

第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

（傍聴の取扱い）

第19条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

（秘密会）

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いしないで委員会に諮って決める。

（出席説明の要求）

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

（秩序保持に関する措置）

第22条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、香美市議会会議規則（平成18年香美市議会規則第●号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員長は、委員が前項の規定による命令に従わないときは、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

第3章 公聴会

（公聴会開催の手続）

第23条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事件を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第26条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第27条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第4章 参考人

(参考人)

第29条 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 議長は、前項の場合において、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第26条(公述人の発言)、第27条(委員と公述人の質疑)及び前条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

第5章 記録

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(委員会の記録の公開)

第31条 委員会の記録の公開は、香美市情報公開条例(平成18年香美市条例第13号)による。

第6章 補則

(会議規則への委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月 日から施行する。

(常任委員の定数に関する特例)

2 第2条に規定する常任委員会の委員の定数については、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員が常任委員に選任されるまでの間、同条第1号中「9人」とあるのは「13人」と、同条第2号中「8人」とあるのは「13人」と、同条第3号中「8人」とあるのは「13人」とする。

発議第 3 号

香美市議会事務局設置条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 138 条第 2 項及び香美市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 18 年 3 月 6 日 提出

提出者 香美市議会議員 原 心一

賛成者 香美市議会議員 石川 彰宏

賛成者 香美市議会議員 大石 綾子

賛成者 香美市議会議員 山本 芳男

賛成者 香美市議会議員 島岡 信彦

香美市議会議長 殿

香美市議会事務局設置条例

(事務局の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第2項の規定に基づき、本市議会に事務局を置く。

(委任)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月 日から施行する。

発議第 4 号

香美市議会傍聴規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 130 条第 3 項及び香美市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 18 年 3 月 6 日 提出

提出者 香美市議会議員 原 心一

賛成者 香美市議会議員 石川 彰宏

賛成者 香美市議会議員 大石 綏子

賛成者 香美市議会議員 山本 芳男

賛成者 香美市議会議員 島岡 信彦

香美市議会議長 殿

香美市議会傍聴規則

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の定員は、30人とする。ただし、議長が必要と認めるときは、この限りではない。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴券(章)の交付)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。

2 傍聴券は、会議当日に所定の場所で先着順により交付し、報道関係者で議長が必要と認める者には章を交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

5 傍聴人が入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。

6 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

7 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒、つえ、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある危険な物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第9条（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) 異様な服装をしている者

(8) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者が、これに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手、その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気、その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ、不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 議長は、法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときはこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、平成18年3月 日から施行する。

発議第5号

香美市議会委員会傍聴規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第130条第3項及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年3月6日 提出

提出者 香美市議会議員 原 心一

賛成者 香美市議会議員 石川 彰宏

賛成者 香美市議会議員 大石 綾子

賛成者 香美市議会議員 山本 芳男

賛成者 香美市議会議員 島岡 信彦

香美市議会議長 殿

香美市議会委員会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香美市議会委員会条例（平成18年香美市条例第●号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 委員長は、委員会の傍聴の申出があった場合には、会議場の広さを考慮し、先着順に人数を5人以内に限定して許可するものとする。ただし、多数が同時に傍聴を申し出たときは、抽選によることができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴券)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を妨げてはならない。

2 傍聴人は、会議中にみだりに会議場へ出入りすることを控えるとともに、私語及び議事に関する発言はできないものとする。

(秘密会の取扱い)

第6条 委員会の秘密会に関しては、条例第20条の規定に基づくものとするが、通常の議事であっても秘密にすべき事項が生じた場合には、委員長及び委員の発議により、会議に諮って秘密会にすることができる。

(議会傍聴規則との関係)

第7条 連合審査会を傍聴する場合は、議会傍聴規則の定めるところによる。

2 この規則に定めるもののほか、委員会の傍聴に関しては、議会傍聴規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成18年3月 日から施行する。

発議第 6 号

香美市長の専決処分事項の指定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条第 1 項及び香美市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

平成 1 8 年 3 月 6 日 提出

提出者 香美市議会議員

賛成者 香美市議会議員

賛成者 香美市議会議員

賛成者 香美市議会議員

賛成者 香美市議会議員

香美市議会議長 殿

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を、次のとおり指定する。

- 1 法第96条第1項第5号の規定に基づいて議決された契約金額の10パーセント以内の額とする。ただし、上限を2,000万円以内で増減すること。
- 2 法令上、市の義務に属する1件の金額が100万円以下の損害賠償の額を決定すること。
- 3 法第96条第1項第12号に規定するもののうち、100万円以下のものに関する事。
- 4 住宅新築資金、住宅改修資金又は住宅取得資金貸付契約書に基づく貸付金の償還に係る訴えの提起、和解及び調停に関する事。
- 5 香美市営住宅条例（平成18年香美市条例第208号）に制定する市営住宅に係る家賃等の支払の請求及び市営住宅の明渡し請求に関する訴えの提起、和解及び調停に関する事。

附 則

この訓令は、平成18年3月 日から施行する。

常任委員会・議会運営委員会委員の名簿

【 総務常任委員会 13人 】

議席番号	議員名	議席番号	議員名	議席番号	議員名
2	山崎真幹	20	久保信彦	33	宮地盾騎
3	山崎龍太郎	24	岡本喜身	35	中澤愛水
4	大岸真弓	26	原心一	37	山本芳男
14	黒岩陸雄	30	大石綏子		
18	植村佳三	32	坂本節		

【 教育厚生常任委員会 12人 】

議席番号	議員名	議席番号	議員名	議席番号	議員名
6	小松紀夫	16	爲近初男	27	秋友偉嗣
7	山崎晃子	17	比与森光俊	31	森安正
9	山岡義一	21	石川彰宏		
10	依光美代子	22	黒岩徹		
12	笹岡優	25	島岡信彦		

【 産業建設常任委員会 13人 】

議席番号	議員名	議席番号	議員名	議席番号	議員名
1	利根健二	15	門脇二三夫	34	西山武
5	千頭洋一	19	幾井洋一	36	岩越孝明
8	森本珠城	23	竹平豊久	38	西村芳成
11	片岡守春	28	前田泰祐		
13	岡村優一	29	竹内俊夫		

【 議会運営委員会 9人 】

議席番号	議員名	議席番号	議員名
10	笹岡 優	30	大石 綏子
17	比与森 光俊	32	坂本 節
21	石川 彰宏	33	宮地 盾騎
23	竹平 豊久	34	西山 武
26	原 心一		

香美市長職務執行者 野島 民雄 殿

香美市議会議長 西村 芳成

印

会議結果の報告について

地方自治法第123条第3項の規定により平成18年第1回香美市議会臨時会の会議結果を次のとおり報告します。

記

1. 会議の別 臨時会
2. 開 会 平成18年3月6日（月）
3. 閉 会 平成18年3月6日（月）
4. 会 期 1日間
5. 議員の出欠 出席 38人 欠席 0人
6. 議案の提出 市長提出のもの 14件（承認 14）
議員提出のもの 8件（発議 6・推薦 2）
7. 議決の状況 承認 14件（条例 1・予算 10・その他 3）
発議 6件（条例 2・規則 3・訓令 1）
8. 選 挙
 - (1) 議 長 選 挙 西村 芳成 当選
 - (2) 副 議 長 選 挙 山本 芳男 当選
 - (3) 香南清掃組合議会議員 西村 芳成 当選
 - (4) " " 山本 芳男 当選
 - (5) 香南斎場組合議会議員 西村 芳成 当選

- (6) " " 山本 芳男 当選
- (7) 香南香美衛生組合議会議員 西村 芳成 当選
- (8) " " 山本 芳男 当選
- (9) 香南香美衛生組合議会議員 秋友 偉嗣 当選
- (10) 香南香美老人ホーム組合議会議員 西村 芳成 当選
- (11) " " 山本 芳男 当選
- (12) " " 石川 彰宏 当選

9. 常任委員会委員の選任

[総務常任委員会委員]

委員長	原 心 一	委員	久保信彦
副委員長	大石 綏子	委員	岡本喜身
委員	山崎 眞幹	委員	坂本 節
委員	山崎 龍太郎	委員	宮地 盾騎
委員	大岸 眞弓	委員	中澤 愛水
委員	黒岩 陸雄	委員	山本 芳男
委員	植村 佳三		

[教育厚生常任委員会委員]

委員長	石川 彰宏	委員	爲近 初男
副委員長	秋友 偉嗣	委員	比与森 光俊
委員	小松 紀夫	委員	黒岩 陸雄
委員	山崎 晃子	委員	島岡 信彦
委員	山岡 義一	委員	森 安 正
委員	依光 美代子		
委員	笹岡 優		

[産業建設常任委員会委員]

委員長	西山 武	委員	門脇 二三夫
副委員長	竹平 豊久	委員	幾井 洋一
委員	利根 健二	委員	前田 泰祐
委員	千頭 洋一	委員	竹内 俊夫
委員	森本 珠城	委員	岩越 孝明
委員	片岡 守春	委員	西村 芳成
委員	岡村 優一		

10. 議会運営委員会委員の選任

委員長	宮地 盾 騎	委員	竹平 豊 久
副委員長	坂本 節	委員	原 心 一
委員	笹岡 優	委員	大石 綏子
委員	比与森 光俊	委員	西山 武
委員	石川 彰 宏		

11. 推薦した農業委員会委員

住 所	香美市物部町仙頭 1 3 5 1 番地	氏 名	坂 本 節
〃	香美市香北町清爪 1 0 番地 1	氏 名	森 安 正
〃	香美市土佐山田町 1 6 8 3 番地 2	氏 名	原 心 一
〃	香美市香北町西川乙 2 3 4 7 番 地	氏 名	宗 石 和 彦

12. 推薦した広報委員会の議会広報部会委員

部 会 長	岡村 優 一	委 員	小松 紀 夫
副部会長	島岡 信 彦	委 員	利根 健 二
副部会長	爲近 初 男	委 員	森本 珠 城

13. 議決書の写 別紙のとおり

14. 会議録の写 作成次第後送

香美市長職務執行者 野島 民雄 殿

香美市議会議長 西村 芳成

印

議決した議案等の送付について

平成18年第1回香美市議会臨時会において議決した、下記の議案等を送付します。

記

議案番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の結果
承認 1	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市の事務所の位置を定める条例ほか2 21件の条例の制定について	H 18.3.6	承認
承認 2	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市一般会計暫定予算	〃	〃
承認 3	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事 業特別会計暫定予算	〃	〃
承認 4	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市簡易水道事業特別会計 暫定予算	〃	〃
承認 5	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市公共下水道事業特別会 計暫定予算	〃	〃
承認 6	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市特定環境保全公共下水 道事業特別会計暫定予算	〃	〃
承認 7	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市老人保健特別会計暫定 予算	〃	〃
承認 8	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市国民健康保険特別会計 暫定予算（事業勘定）	〃	〃

議案番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の結果
承認 9	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市介護保険特別会計暫定 予算（保険事業勘定）	H 18.3.6	承認
承認 10	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市水道事業会計暫定予算	〃	〃
承認 11	専決処分事項の承認を求めることについて 平成17年度香美市工業用水道事業会計暫 定予算	〃	〃
承認 12	専決処分事項の承認を求めることについて 町の区域の新設及び字の名称の変更につい て	〃	〃
承認 13	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市指定金融機関の指定について	〃	〃
承認 14	専決処分事項の承認を求めることについて 公平委員会の事務の委託について	〃	〃